ディスクロージャー制度を巡る最近の動向

2025年４月

金融庁 企画市場局 企業開示課長　野崎 彰

金融庁
Financial Services Agency, the Japanese Government

※本資料の意見にわたる部分は、講演者の個人的な見解であり、必ずしも所属する組織の見解ではございません。

目次

Ⅰ.サステナビリティ情報の開示・保証のあり方の検討

Ⅱ.政策保有株式に関する開示事項の見直し

Ⅲ. 政府令等の改正について

Ⅳ. 開示の充実に向けた取組等

Ａ）記述情報の開示の好事例集

Ｂ）有価証券報告書レビュー

Ⅴ. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

■ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用）

有価証券報告書（主な項目）

第一部　企業情報

第1　企業の概況

- 従業員の状況 等

第2　事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3　設備の状況

第4　提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5　経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

サステナビリティに関する考え方及び取組

（1）ガバナンス　全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割 等）

（2）戦略

重要性を判断して開示：サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策 等）

全企業が開示：人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

（3）リスク管理　全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス 等）

（4）指標及び目標

重要性を判断して開示：サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値 等）

全企業が開示：人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示（注1）：女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

（記載に当たっての留意事項）
- ✓ 詳細情報について、任意開示書類（統合報告書、データブック等）の参照も可能（注2）
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

（注1）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に基づく情報の公表義務（努力義務は含まない）のある企業が対象となる

（注2）任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景（2025年３月時点）

- 2023年３月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始（個別具体的な基準はなし）。今後、この**開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要**

- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年６月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中であり、2024年３月に公開草案（2025年３月５日確定基準公表）を公表済

- サステナビリティ開示基準の適用対象については、**グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる**中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる

  （注）2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からは**サステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声**があり、国際的にも、当該情報に対する**保証のあり方について議論**が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要

  ⇒　金融審議会において、**サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ**を新規に設置（2024年3月）

サステナビリティ情報の開示と保証のロードマップ

第５回サステナWG資料（2024年12月2日開催）を一部加工

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場である**プライム市場の上場会社**を対象として、**サステナビリティ開示基準**を導入することで、グローバルな比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要。企業側の開示の効率性も考慮し、国際的なベースラインとなる**ISSB基準と機能的に同等なサステナビリティ開示基準**を金融商品取引法の開示制度に取り込む必要。
- 保証業務実施者は、**新たな登録制度の下で登録を受けた、監査法人又はその他の保証業務提供者**を想定。**保証範囲は**保証適用義務化から**2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理**とし、制度導入時の**保証水準は限定的保証。**

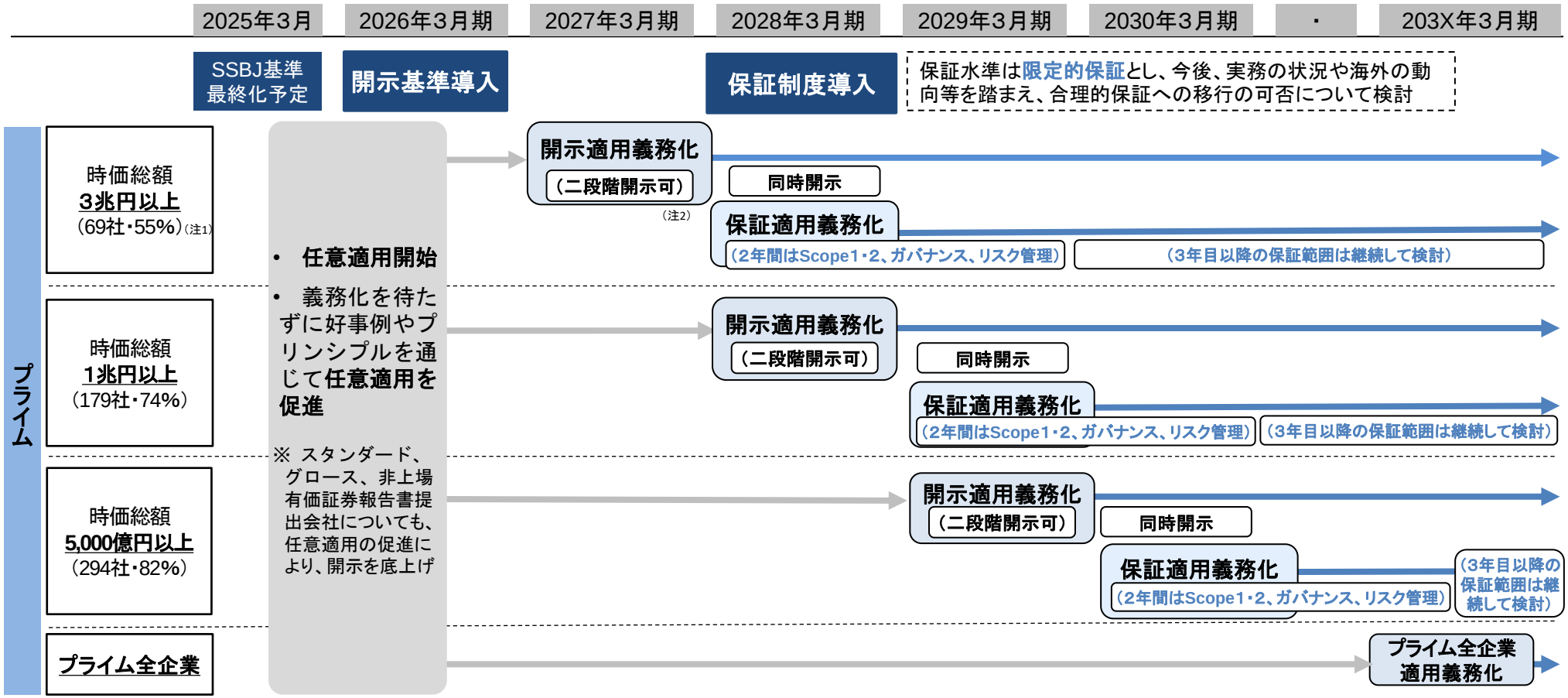

（注1） 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年３月29日時点の情報から作成）。開示基準の適用対象の判定に当たっては、適用となる期の直前までの５事業年度末の時価総額の平均値を用いることが考えられる。

（注2） 二段階開示とは、サステナビリティ開示基準導入の際の経過措置として、同基準に基づく開示を有価証券報告書で行わず、その後に提出する訂正報告書によって開示できるとするもの。経過措置後は、財務情報等とサステナビリティ開示基準に基づく情報を有価証券報告書に記載し、同時報告することとなる。

Scope3のGHG排出量の開示

第３回サステナWG資料（2024年6月28日開催）を一部加工

- IFRS S2号及びSSBJ開示基準のいずれでも、**温室効果ガス排出の絶対総量をScope1～3に分類して開示**することが必要。そして、Scope3は、**GHGプロトコルの15カテゴリー別に分解して開示**する必要（注1）
- 温室効果ガス排出の測定は**GHGプロトコルに従う**が、法域の当局や取引所が異なる方法を用いることを要求している場合は、当該方法を用いることができる

IFRS S2号における定義（IFRS S2号 付録A）

Scope3の温室効果ガス排出	• 企業の**バリュー・チェーン**で発生する**間接的な温室効果ガス排出**（Scope2の温室効果ガス排出に含まれないもの）であり、**上流及び下流の両方の排出を含む**。Scope3の温室効果ガス排出には、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準（2011年）」における、Scope3カテゴリーを含む

（バリュー・チェーンから発生する温室効果ガス排出のイメージ図）（注2）

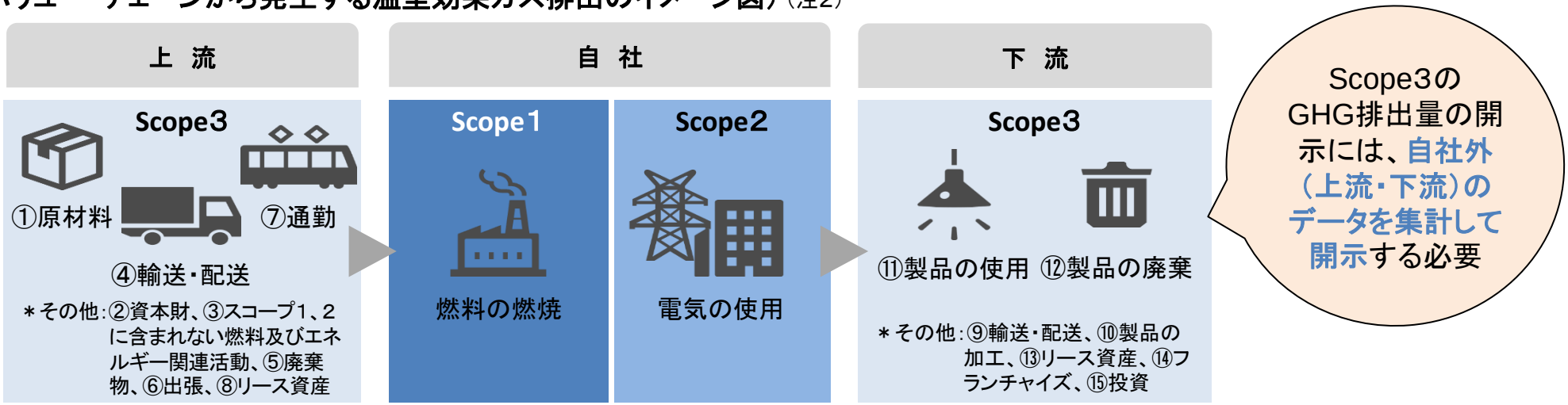

（注1）IFRS S2号及びSSBJサステナビリティ開示テーマ別基準第2号では、重要性の判断が適用され、基準の定めにより求められている情報であっても、重要性がないときには、当該情報を開示する必要はないとしている。
（注2）Scope1の温室効果ガス排出とは、企業が所有又は支配する排出源から発生する直接的な温室効果ガス排出をいい、Scope2の温室効果ガス排出とは、企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出をいう。（IFRS S2号 付録A）
（出所）ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」29項,B19～B37,BC8、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」47項～63項,BC22
グリーン・バリューチェーンプラットフォームより金融庁作成

Scope3のGHG排出量の測定（見積りを使用した測定）

第３回サステナWG資料（2024年6月28日開催）を一部加工

- IFRS S2号及びSSBJ開示基準では、Scope3のGHG排出量の測定について、①直接測定と②見積りを使用した測定の2つを示しているが、**見積りの使用を含む可能性が高い**としている
- 見積りを使用したデータの概算には、**企業自ら一定の仮定を置くこと**や、**バリュー・チェーン上からデータを収集**（注）して測定することから、**測定の不確実性**が生じる

IFRS S2号における要求事項等

Scope3の温室効果ガス排出の測定

- 直接測定（温室効果ガス排出を直接モニタリングすること）だけでなく、**見積りの使用を含む可能性が高い**。そして、その**見積りは、仮定及び適切なインプットに基づくデータの概算を伴う**（IFRS S2号 B38,B45）
- **測定にあたり**、**忠実な表現となる測定アプローチ**（報告に含める温室効果ガス排出の範囲を決定する方法）、**インプット**及び**仮定**を使用しなければならない（IFRS S2号 B38）
- 測定アプローチ、インプット及び仮定を選択するに当たり、報告日時点で企業が**過大なコストや労力をかけずに利用可能**な、**全ての合理的で裏付け可能な情報を用いる**ことが要求される（IFRS S2号 B39）

（見積りを使用した測定における基本式）

温室効果ガス排出量 ＝ インプット（例）

活動データ
温室効果ガス排出をもたらす企業の活動を表現するデータ（例：電気使用量、貨物輸送量 等）

×

排出係数
活動データを効果ガス排出に変換する排出係数（例：電気1kWhあたりのCO2排出量、貨物輸送量1tあたりのCO2排出量 等）

- 社内の各種データ、文献データ、業界平均データ、製品の設計値等から収集
- **サプライヤー又はバリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータ**や、**第三者のデータ・プロバイダーから供給されるデータ**も含まれる
- **検証されたデータを優先して使用**するが、過大なコストや労力をかけずに検証することができない場合には**未検証のデータを使用することが必要な場合もある**

- 既存データベースからの取得のほか、実測や取引先から提供を受ける方法もある
- 企業の**活動を最も表現する活動量に対応する排出係数**を使用する必要

（注）バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されたデータ（1次データ。例：バリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータ等）の使用が困難である場合には、バリューチェーン内の活動から直接入手されないデータ（2次データ。例：第三者のデータ・プロバイダーから供給されたデータや産業平均データ等）を用いて測定を行うこともある。

（出所）ISSB「IFRS S2号 気候関連開示」B32～B54、SSBJ「サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」」66項～76項,B1～B14、環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「サプライチェーン排出量の算定と削減に向けて」（2023年3月1日公表）（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SC_syousai_all_20230301.pdf）

セーフハーバーに関する検討の方向性

第４回サステナWG資料（2024年10月10日開催）を一部加工

- 現行開示ガイドライン５－16－２（下方参照）は、開示書類に記載すべき重要な事項のうちの**将来情報**が実際と乖離することとなった場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**との解釈を示したもの。
- 他方、GHGのScope3排出量の開示では、会社のバリュー・チェーンの上流及び下流の主体から提供されたデータ、データプロバイダーから提供されるデータ、投融資に帰属する排出量（ファイナンスド・エミッション）等の**企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報**の開示が求められる。
- 企業の積極的なサステナビリティ情報開示を促すためには、以上のような性格を有する**Scope3排出量に関する定量情報**が事後的に誤りであることが発覚したとしても、
  - 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
  - その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合

  には、**虚偽記載等の責任を負わない**とすることが適当。
- 以上の考え方については、**ガイドラインを改正し、明確化する**こととする。

企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン、2023年1月31日改正）

５－16－２

有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第２ 事業の状況」の「１ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの**将来に関する事項**（以下「将来情報」という。）**で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等**（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。）**の責任を負うものではないと考えられる**。当該説明を記載するに当たっては、例えば、**当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨**を、**検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載**することが考えられる。

セーフハーバーについて

- 第4回WGでは、Scope3排出量に係る定量情報の虚偽記載等に対するセーフハーバーについて、ガイドラインを改正し、一定の開示を前提に、責任を負わないとの考え方を示すとの事務局提案について、概ね賛同の意見を得られた。
- 一方で、サステナビリティ情報の虚偽記載に対するセーフハーバーについては、従前から、責任の要件の見直し等、法律改正により対応すべきとの意見もあるところ。
- 基本的には、第4回WGで提案したガイドラインによる対応を行うことを前提に、適用対象や適用要件について検討を進めていくが、本WGにおいて指摘のあった論点も踏まえ、**法律改正の要否も含め、引き続き検討**していくことが考えられる。

第4回WGご意見（要約）

- 事務局提案のScope3などのバリューチェーン情報等に対するセーフハーバーの考え方に賛同
- 企業の誠実な開示姿勢という要素をセーフハーバーの要件に盛り込んでもいいのではないか
- セーフハーバーの適用対象は、バリューチェーン情報一般とすべきではないか
- 事務局案のセーフハーバーの適用要件は厳しい。SEC規則案のようなレベル（合理的な根拠なく、又は誠実に開示しなかったことが証明されない限り、不正な記載とはみなされない）まで緩和してほしい
- サステナビリティ情報の場合、信頼性が高くても不確実性が高いということもあり得る。厳密にし過ぎないことが重要で、重要な項目において開示されている数値に差異があっても、重要性がなければ責任を負わないとすることが考えられる
- 既存のセーフハーバーとの相互関係が見えにくくなっているので、見通しのよい制度になるとよい

第3回WGにおける法律改正に関わるご意見（要約）

- サステナビリティ情報については、重過失でなければ虚偽記載等の責任を負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

二段階開示の方法（経過的な措置）

- 二段階目の開示については、（1）**有価証券報告書の訂正**による方法と、（2）**半期報告書**による方法が考えられる（法定公衆縦覧期間は、いずれも5年）。
- この点、サステナビリティ情報が有価証券報告書の記載事項とされることに鑑みると、二段階目の開示は、その訂正報告書において行う方が、半期報告書において行うよりも、制度的な整合性が確保できる。
- さらに、以下の点を踏まえると、二段階目の開示は、**有価証券報告書の訂正**によることが適当と考えられる。
  - ① 有価証券報告書の訂正であれば、下線を引く等の方法により更新された箇所が明示される
  - ② 訂正報告書には法定の提出期限がなく、中間財務諸表のレビューが必要な半期報告書に比して早期開示が期待される
  - ③ 訂正報告書は半期報告書よりも早期に開示することが可能であり、後発事象の対象となる期間を短縮できる
- なお、訂正報告書に提出期限がないことにより、長期間にわたり提出されないというデメリットも観念し得る。このため、訂正報告書による二段階目の開示は、**半期報告書の提出期限までに行う**こととすることが適当。

【二段階開示のイメージ】

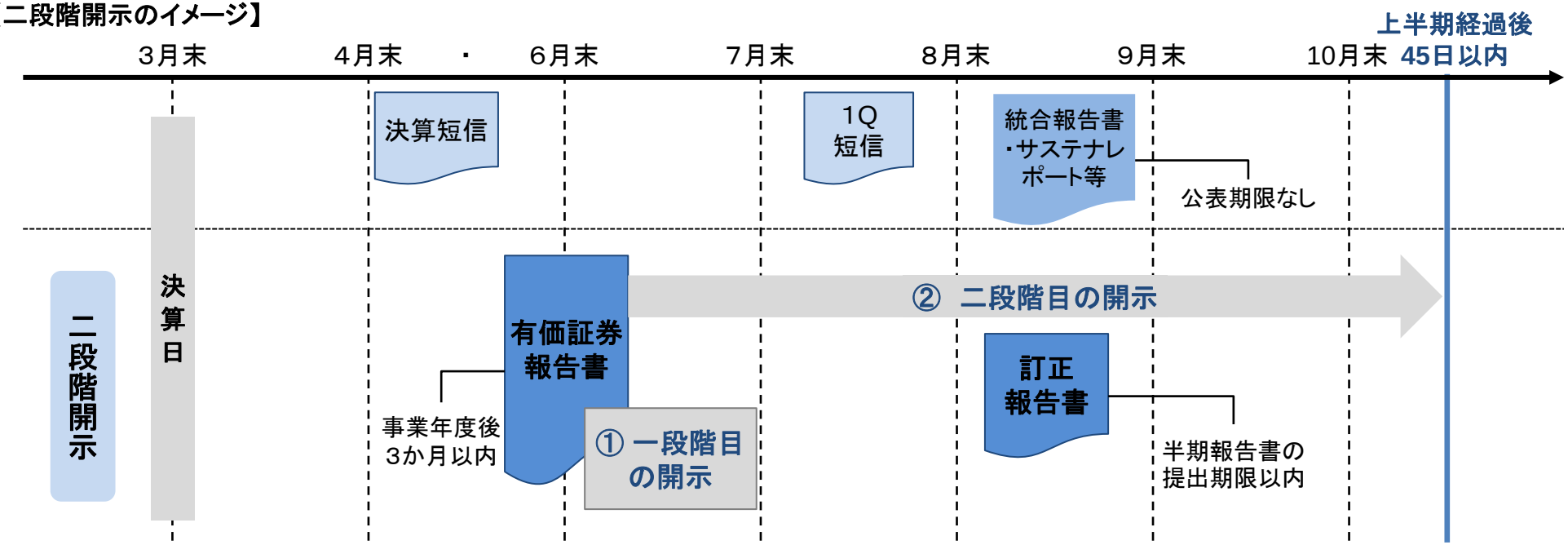

保証に係る考えられる主な論点

第3回サステナWG資料を一部加工

論点1 サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

論点2 サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度（profession-agnostic）にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか（参入規制、義務、責任、業務制限等）
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成（財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む）

論点3 サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

論点4 サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

論点5 自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか

（参考） 金融庁委託調査「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」報告書の公表
https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240417/20240417.html

質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備（イメージ）

□ 質の高い保証業務が提供されるために、当面の間、以下のような環境が整備されることが考えられる。

登録制度 登録要件	➢ 保証の質を確保するための登録制度を導入（制度の円滑な導入のための仕組みも含む） ➢ サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制整備
業務制限・義務	➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
保証基準	➢ 国際的な保証基準を参考にしつつ、我が国において保証基準を作成
倫理・独立性	➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず制度上同等なもの
検査・監督 自主規制	➢ 監査法人であるか、その他の保証業務提供者であるかにかかわらず同じもの

※ フランスでは個人に対する登録要件も定められている。
※ 罰則その他の責任については、作成者側のセーフハーバーの議論等も踏まえて今後検討。

「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」を設置して更に議論

（まとめ）サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方

□ サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律の在り方として、以下が考えられる。

	専門Gにおける議論
登録制度 登録要件	➢ 上場会社等監査人と同等の要件 ➢ 上場会社等監査人と同等の業務管理体制
業務制限・義務	➢ 監査法人等と同等の業務制限、義務・責任
保証基準 倫理・独立性	➢ サステナビリティに関する国際的な保証基準であるISSA5000との整合性を確保しつつ、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）と自主規制機関が策定する実務の指針を一体として、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準とする。 ➢ 国際的な品質管理基準であるISQM1と整合した監査に関する品質管理基準と日本公認会計士協会の実務の指針を一体として、サステナビリティ保証にも適用する。 ➢ サステナビリティ保証に関する国際的な倫理・独立性基準であるIESSAとの整合性を確保しつつ、公認会計士法等の法規制、企業会計審議会が策定するサステナビリティ保証基準（仮称）及び自主規制機関で策定する倫理規則を一体としてサステナビリティ保証の倫理・独立性とする。
検査・監督 自主規制	➢（後日検討）

サステナビリティ保証制度の全体像（イメージ）

保証業務実施者

- サステナビリティ保証業務を公正かつ的確に遂行するに足りる体制の整備
  - ✓ 十分な知識及び経験を有する者の確保
  - ✓ 業務の品質管理に係る専任部門又は主たる従事者の設置　　等
- 守秘義務、独立性を確保するための業務制限　　等

保証基準

ISSA5000との整合性を確保しつつ、わが国の一般に公正妥当と認められるサステナビリティ保証の基準を策定

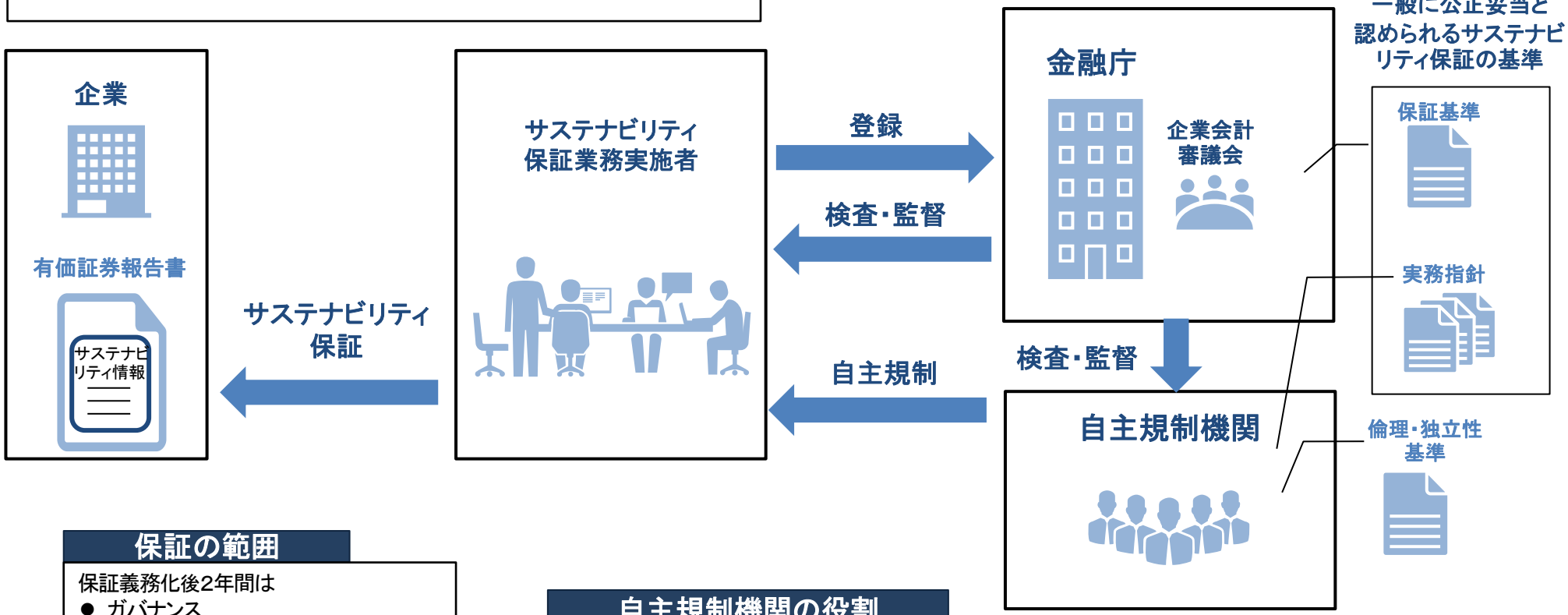

保証の範囲

保証義務化後2年間は

- ガバナンス
- リスク管理
- Scope,1・2（指標及び目標の一部）

保証の水準

限定的保証

自主規制機関の役割

- 保証業務の質の維持・向上
- 従事者の知識・能力の向上
- 従事者における高い倫理観の醸成・保持

倫理基準

IESSAとの整合性を確保

目次

Ⅰ.サステナビリティ情報の開示・保証のあり方の検討

Ⅱ.政策保有株式に関する開示事項の見直し

Ⅲ. 政府令等の改正について

Ⅳ. 開示の充実に向けた取組等

Ａ）記述情報の開示の好事例集

Ｂ）有価証券報告書レビュー

Ⅴ. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

政策保有株式に関する金融庁公表資料等の抜粋

令和5年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等（抜粋）（2024年3月29日公表）

［課題］政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

［課題］政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2024（抜粋）（2024年6月7日公表）

Ⅱ．フォローアップと今後の方向性

6．市場環境上の課題の解決

課題

政策保有株式について、各社において縮減に向けた取組みが進められている一方、議決権行使の状況を含む実態を踏まえた開示等の適切な対応がなされていないとの指摘がある。特に保有目的について、純投資目的への変更についてはその理由の開示が求められていないことから、実態が不透明となっているとの指摘がある。（後略）

今後の方向性

（前略）その際、形式的な対応とならないよう、有価証券報告書において実態を踏まえた適切な開示が行われることが重要である。このため金融庁においても、実際の開示についてより深度ある検証を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて開示の拡充等の必要な措置を講じるべきである。

2024事務年度金融行政方針（抜粋）（2024年8月30日公表）

Ⅰ．金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

1．資産運用立国に向けた着実な進展等

（3）コーポレートガバナンス改革及び金融・資本市場の機能向上

① コーポレートガバナンス改革

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」（2024年6月公表）を踏まえ、自律的な意識改革に基づくコーポレートガバナンス改革の「実践」を促すことが重要である。

こうした観点から、いわゆる政策保有株式の開示の適切性について有価証券報告書レビュー等で検証を行うとともに、政策保有株式に係る開示事項[8]の追加等を検討する。（中略）

（脚注）8　株式の保有目的を政策保有目的から純投資目的に変更した際に必要な開示事項等。

Ⅱ

有価証券報告書における株式の保有目的変更に係る開示事項の見直し

- 株式の保有目的を**政策保有から純投資に変更した場合**における適切な情報開示を促すため、開示府令を改正し、有価証券報告書の記載事項を追加（2025年1月31日公布・施行）
- 改正開示府令は、**2025年3月期の有価証券報告書から適用**

有価証券報告書（開示府令第三号様式）

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
  - 4　コーポレート・ガバナンスの状況等
    - (5)　株式の保有状況（39）
- 第5　経理の状況
- 第6　提出会社の株式事務の概要
- 第7　提出会社の参考情報

第二部　提出会社の保証会社等の情報

＜投資株式の保有目的を政策保有から純投資に変更した場合の開示事項＞

【現状】

- 当事業年度中に保有目的を変更した場合は、
  銘柄ごとに、(a)銘柄、(b)株式数、(c) B/S（貸借対照表）計上額の記載が必要。

（イメージ）

銘柄	株式数	B/S計上額
A	xxx,xxx	xxx,xxx
B	xxx,xxx	xxx,xxx
:		

【見直し後】

- **当事業年度を含む最近5事業年度**に保有目的を変更した銘柄を**当事業年度末時点で保有している場合**は、現状記載を求めている(a)～(c)の記載事項に加えて、以下の記載事項を追加。

(d)　**保有目的を変更した事業年度**
(e)　**保有目的の変更の理由**及び保有目的の変更後の**保有又は売却に関する方針**

銘柄	株式数	B/S計上額	**変更事業年度**	**変更理由 保有又は売却の方針**
A	xxx,xxx	xxx,xxx	・・・・・・・	・・・・・・・
B	xxx,xxx	xxx,xxx	・・・・・・・	・・・・・・・
:				

- 純投資目的から政策保有目的に変更した場合の開示事項は、現状通り、(a) ～ (c) の事項。
- 企業内容等開示ガイドラインにおいて、「純投資目的」とは「専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすること」であり、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的とはいえないことを明確化。

目次

Ⅰ.サステナビリティ情報の開示・保証のあり方の検討

Ⅱ.政策保有株式に関する開示事項の見直し

Ⅲ. 政府令等の改正について

Ⅳ. 開示の充実に向けた取組等

Ａ）記述情報の開示の好事例集

Ｂ）有価証券報告書レビュー

Ⅴ. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

Ⅲ

「重要な契約」の開示に関する内閣府令の改正

- 2022年6月の金融審「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、有価証券報告書等における「重要な契約」の開示について、開示すべき契約の類型や求められる開示内容を具体化（2023年12月公布）。
- **2025年3月期決算から適用**（施行日（2024年4月1日）前に締結済みの契約については、2026年3月期決算から適用）

有価証券報告書（主な項目）

第一部　企業情報
- 第1　企業の概況
- 第2　事業の状況
  1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題 等
  2. サステナビリティに関する考え方及び取組
  3. 事業等のリスク
  4. 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析
  5. **重要な契約**
  6. 研究開発活動
- 第3　設備の状況
- 第4　提出会社の状況
- 第5　経理の状況
  - ● 連結財務諸表、財務諸表 等
  - ：

「重要な契約」の開示

（1）企業・株主間のガバナンスに関する合意

- 提出会社と株主の間で、**ガバナンスに影響を及ぼし得る合意**（※）を含む契約を締結している場合、当該**契約の概要や合意の目的及びガバナンスへの影響等**を記載

  ※ (a)役員候補者指名権の合意、(b)議決権行使内容を拘束する合意及び(c)事前承諾事項に関する合意

（2）企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意

- 提出会社の株主（大量保有報告書を提出した株主）との間で、**株主保有株式の処分等に関する合意**（※）を含む契約を締結している場合、当該**契約の概要や合意の目的等**を記載

  ※ (a)保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意、(b)保有株式の買増しの禁止に関する合意、(c)株式の保有比率の維持の合意及び(d)契約解消時の保有株式の売渡請求の合意

（3）ローン契約と社債に付される財務上の特約

- 提出会社が、**財務上の特約等の付されたローン契約の締結又は社債の発行**をしている場合であって、その**残高が連結純資産額の10%以上**である場合（同種の契約・社債はその負債の額を合算）、当該**契約又は社債の概要及び財務上の特約の内容**を記載

臨時報告書（主な提出事由）

- 親会社・特定子会社の異動
- 重要な災害の発生
- 組織再編の決定
- 財政状態、経営成績及びCFの状況に著しい影響を与える事象の発生　等

臨時報告書の提出事由の追加

- 提出会社が、**財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行**をした場合で、**その元本又は発行額の総額が連結純資産額の10%以上**のときには、**契約の概要や財務上の特約の内容**を記載した臨時報告書を提出

- 上記の**財務上の特約に変更があった場合**や**財務上の特約に抵触した場合等**には、**財務上の特約の変更内容や抵触事由等**を記載した臨時報告書を提出

※　ガバナンスに影響を及ぼす合意や株主保有株式の処分等に関する合意を含む契約の締結・変更については、2024年3月の内閣府令改正において措置

（参考）「重要な契約」に関する開示内容

	開示対象となる契約等	開示内容
ガバナンスに関する合意	以下を含む、提出会社（持株会社の場合はその子会社も含む。）とその株主との間の契約（※1） ① **役員候補者の指名権の合意** ② **議決権行使の内容を拘束する合意** ③ **企業の一定の行為（株主総会・取締役会決議事項）について株主の事前承諾を条件とする合意**	**有価証券報告書**において、以下を記載 a. 当該契約の概要（当該契約の主な内容、締結日、相手方、当該合意の内容等） b. 合意の目的 c. 当該合意に関する社内の決定過程（特に取締役会における検討状況） d. 当該合意が企業のガバナンスに与える影響
株主保有株式の処分等に関する合意	以下を含む、提出会社とその株主（大量保有報告書を提出した株主）との間の契約（※1） ① **保有株式の譲渡等の禁止に関する合意** ② **保有株式の買増しの禁止に関する合意** ③ **株式の保有比率の維持の合意** ④ **契約解消時に保有株式の売渡を請求することができる内容の合意**	**有価証券報告書**において、以下を記載 a. 当該契約の概要（当該契約の主な内容、締結日、相手方、当該合意の内容等） b. 合意の目的 c. 当該合意に関する社内の決定過程（特に取締役会における検討状況）
財務上の特約	**財務上の特約**（契約上定められた**財務指標等の基準を維持できなかった場合に期限の利益を喪失するもの**）等の付された**金銭消費貸借契約又は社債のうち、** ➢ 金銭消費貸借契約の**契約額**又は社債の**発行額が純資産額の10%以上** → 臨時報告書 ➢ 金銭消費貸借契約の**残高**又は社債の**発行残高**（※2）が**純資産額の10%以上** → 有価証券報告書	以下の場合において、**臨時報告書**を提出 ① **新たに契約を締結し又は社債を発行**した場合 a. 当該金銭消費貸借契約又は社債の概要（契約・発行年月日、契約の相手方の属性、債務額、弁済・償還期限、担保の内容） b. 財務上の特約の内容 ② **重要な変更・解約又は基準への抵触**があった場合 a. 当該金銭消費貸借契約又は社債の概要（同上） b. 財務上の特約の変更内容、抵触の内容・改善策 等 **有価証券報告書**において、以下を記載 a. 当該金銭消費貸借契約又は社債の概要（同上） b. 財務上の特約等の内容

※1　完全親子会社間の契約、重要性の乏しい契約を除く。　　※2　同種の契約・社債は負債の額を合算する。

Ⅲ 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案の概要

我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「**投資運用業**」、「**大量保有報告**」、「**公開買付**」等に関する制度を整備

資産運用の高度化・多様化

新規参入促進を通じた資産運用の高度化・多様化によって、家計を含む投資家へのリターンや企業価値の向上、スタートアップの活性化を図るため、以下の取組を実施

投資運用業者の参入促進

- 投資運用業者から**ミドル・バックオフィス業務**（法令遵守、計理等）**を受託する事業者の任意の登録制度を創設**。当該登録業者に**業務を委託する投資運用業者の登録要件**（人的構成）**を緩和**
- 分業化が進む欧米と同様に、投資運用業者がファンド運営機能（企画・立案）に特化し、様々な運用業者へ運用（投資実行）を委託できるよう、**運用（投資実行）権限の全部委託を可能**とする

非上場有価証券の流通活性化

- スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させるため、非上場有価証券について、
  - プロ投資家（特定投資家）を対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、**第一種金融商品取引業の登録要件を緩和**
  - **私設取引システム（PTS）**（注）について、取引規模が限定的な場合は、**認可を要せず**、第一種金融商品取引業の**登録により運営可能**とする

（注）PTS（Proprietary Trading System）とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

企業と投資家の建設的な対話の促進

企業と投資家の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、以下の取組を実施

大量保有報告制度の対象明確化

大量保有報告制度：発行済株式数の5%を超えて上場株式等を保有する場合に開示を求めるもの

- 保有割合の合算対象となる**「共同保有者」の範囲を明確化**（企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記）

資本市場の透明性・公正性の確保

資本市場の一層の透明性・公正性を確保すべく、以下の取組を実施

公開買付制度の対象取引の拡大

公開買付制度：一定割合を超える上場株式等の買付けに対し、事前の買付目的等の開示を求め、全株主に平等な売却機会を与えるもの

- 市場外取引だけでなく、**市場内取引（立会内）も適用対象**とする
- **公開買付を要する所有割合**を議決権の3分の1から**30%に引下げ**

Ⅲ

公開買付制度の対象取引の拡大

◘ 資本市場の一層の透明性・公正性を確保するため、対象取引を市場内取引に拡大

課題と対応

課題

- 市場内取引等を通じた非友好的買収事例(※)の増加、M&Aの多様化といった環境変化を踏まえ、取引の透明性・公正性の向上を図る必要

※ 東京機械製作所事件決定(東京高裁令和3年11月9日)では、アジア開発キャピタルが市場内取引(立会内)を通じて、短期間で3分の1超の株式を取得した事案について、投資判断に必要な情報・時間が一般株主に十分に与えられていなかった等と指摘

対応

- 取引の透明性・公正性の向上を図る観点から、規制対象取引を拡大する

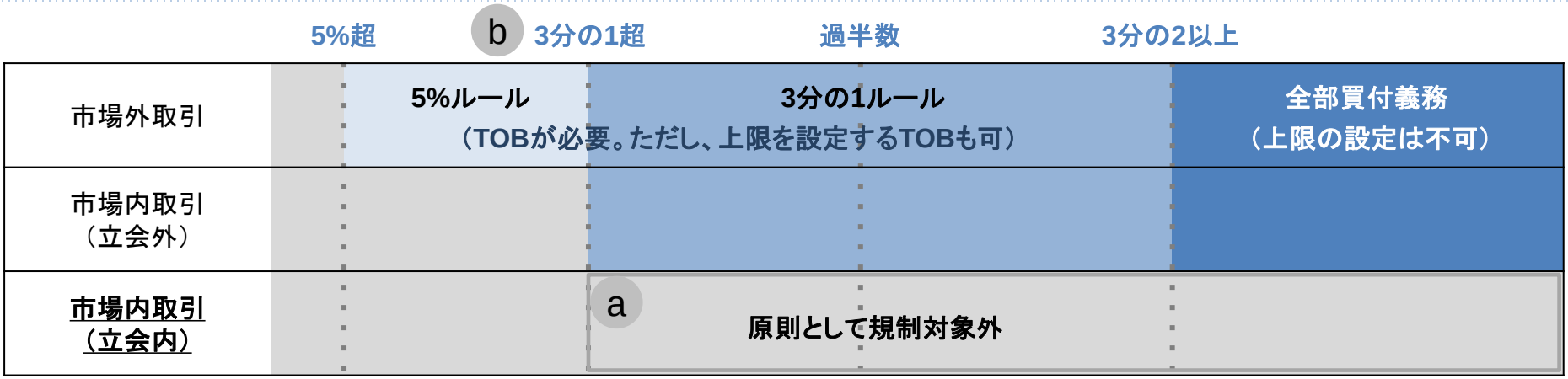

改正事項

規制対象取引の拡大

a 取引の透明性・公正性を確保するため、**市場内取引(立会内)も「3分の1ルール」の適用対象**にする
【改正金商法第27条の2第1項第1号】

b 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、議決権の「**3分の1**」から「**30%**」に引下げ【改正金商法第27条の2第1項第1号】

Ⅲ

大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化

■ 企業と投資家の建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値向上を促すため、「共同保有者」の範囲を明確化

課題と対応

課題

- 投資家には、個別企業に対する深い理解に基づき、企業と対話（エンゲージメント）することが求められる中、協働エンゲージメント(※)の積極的活用により、質的・量的なリソース不足を補い、対話の実効性を高めることが重要

  ※ 複数の投資家が協調して個別の投資先企業に対し特定のテーマについて対話を行うこと

- しかし、大量保有報告制度における「共同保有者」(※)の範囲が法令上不明確であることが、協働エンゲージメントの支障となっているとの指摘がある

  ※ 複数の投資家（投資家A■%、投資家B□%）が「共同保有者」（＝共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者）に該当すると、合算した保有割合（■%＋□%）が5%超となれば、大量保有報告書の提出が求められる

対応

- 中長期的な企業価値向上に資する協働エンゲージメントを促進する観点から、法令により**「共同保有者」の範囲を明確化**する

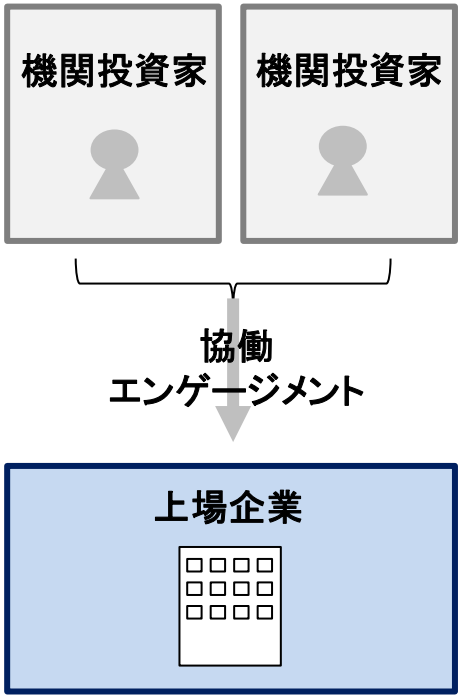

改正事項

「共同保有者」の範囲の明確化

■ **複数の投資家が「経営に重大な影響を与えるような合意」を行わない(※)限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化**
【改正金商法第27条の23第5項】

※ 配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等を想定

（参考）他方、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出など、市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合に「共同保有者」とみなす規定を整備する予定

令和6年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令等の改正概要（公開買付制度、大量保有報告書制度関係）

□ 令和6年金融商品取引法等改正の内容等を踏まえ、**資本市場の透明性・公正性の一層の確保**を図ることや、**中長期的な企業価値向上に向けた企業と投資家の対話の促進**のため、以下の改正を行う予定。

※2025年３月14日～４月13日でパブリックコメントを実施中

公開買付制度に関する主な改正事項

■ **公開買付制度の対象となる取引の範囲の見直し**

⇒いわゆる30%ルールの対象外となる**僅少な買付け等の基準を定める。**

■ **適用除外買付け等の見直し**

⇒証券会社が適正な価格で行う一部の買付け等について、いわゆる**５%ルールの適用対象から除外**する。

■ **形式的特別関係者*1の範囲の見直し**

⇒形式的特別関係者から**買付者の親族、買付者が特別資本関係を有する法人等の役員、買付者に対し特別資本関係を有する法人等の役員を除外**する。

■ **公開買付手続の柔軟化**

⇒公開買付期間中に、**対象会社が配当を実施した場合**等においては、**公開買付価格の引下げを可能**とする。

⇒個別の事案に応じて、**当局の承認を得ることによって一定の規制が免除される制度を導入**する。

■ **公開買付届出書の記載事項の明確化等**

⇒必要的記載事項（交渉の経緯、公正性担保措置の内容等）を明確化する。

⇒部分買付けにおける開示事項**（少数株主との利益相反を回避する方策等）を追加**する。

⇒**「大量保有報告書等の提出状況」欄を新設する。**

⇒公開買付けの予告における留意点を明確化

大量保有報告制度に関する主な改正事項

■ **共同保有者の範囲の明確化**

⇒金商業者等が、株主総会ごと、合意対象の議案を特定した上で、賛否を定めて共同して議決権行使をすることを合意する場合には**「共同保有者」に該当しない**こととする。

（※）共同して重要提案行為等を行う目的がないことも必要（改正金商法第27条の23第5項）

■ **重要提案行為等*2の範囲の明確化**

⇒事業活動への影響度が相対的に低い提案内容**（役員構成・配当方針・資本政策の重要な変更等）については、経営陣の自律的な決定に委ねない態様で提案しない限り、重要提案行為等には該当しない。**

⇒個別のテーマ（**政策保有株式の売却、代表取締役の指名方針、独立社外取締役の増員等**）についての該当性を明示する。

■ **みなし共同保有者の拡充**

⇒**役員兼任関係や資金提供関係等**がある場合には**共同保有者に該当する**こととする。

■ **大量保有報告書の記載事項の見直し**

⇒重要提案行為等や買増しを予定している場合、その内容について記載を求める。

■ **現金決済型デリバティブ取引**

⇒**現物の取得目的や発行者の経営に影響を及ぼす目的がある場合**には、大量保有報告制度の対象とする。

*1「特別関係者」とは、株券等の買付け等を行う者と、株式の所有関係等の特別の関係にある者（形式的特別関係者）、又は共同して当該株券等を取得、譲渡等することについて合意をしている者を指し、公開買付けの要否に係る閾値を超えるか判断する際に、その所有分を合算する必要がある。

*2「重要提案行為等」とは、発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を指し、「重要提案行為等」の目的を有する場合、提出頻度が緩和された特例報告制度を利用することができない。

財務諸表等規則等の改正について

■ 「国際最低課税額に対する法人税等」の表示及び注記に係る改正（財務諸表等規則及び連結財務諸表規則（以下「財務諸表等規則等」）の改正・2024年８月22日公布・施行）

企業会計基準委員会から2024年３月22日付で公表された実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」において、グローバル・ミニマム課税制度における「国際最低課税額に対する法人税等」の会計処理及び開示に関する取扱いが定められた。

これを受けて、貸借対照表における「長期未払法人税等」及び損益計算書における「国際最低課税額に対する法人税等」の表示及び注記の方法を規定した。

■ リースに関する表示および注記に係る改正（財務諸表等規則等の改正・2025年３月24日公布・施行）

企業会計基準委員会から2024年９月13日付で公表された企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「新リース会計基準」）等において、借手は原則として全てのリースについて資産及び負債を計上することとされた。

これを受けて、貸借対照表における使用権資産及びリース負債の表示方法並びに損益計算書におけるリースに係る収益及び損益の表示方法等について改正した。また、リースに関する注記（会計方針に関する情報、リース特有の取引に関する情報、当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報）を新リース会計基準に対応して規定した。

■ 特別法人事業税の表示に係る規定の改正（財務諸表等規則等の改正・2025年３月31日公布・施行）

企業会計基準委員会から2025年３月11日付で公表された改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」において、特別法人事業税の取扱いの明確化が行われた。

これを受けて、「法人税、住民税及び事業税」に特別法人事業税が含まれること及び「未払法人税等」に特別法人事業税の未払額が含まれることを明確化している。

Ⅲ 株式報酬に係る開示規制の見直し・スタートアップへの成長資金の供給促進に係る政府令等改正の概要

□ 「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」(2023年12月公表)及び「規制改革実施計画」(2024年6月公表)を踏まえ、関連政令・内閣府令等を改正(2025年2月公布・施行)。

1. 株式報酬に係る開示規制の見直し

➢ 上場会社が**役員・従業員に対する報酬**として株式を交付する場合、その株式に一定の**譲渡制限期間**(※)が付されていることを条件として、**有価証券届出書提出を不要**とする特例措置について、以下の見直しを実施。

※ 有価証券報告書等で必要な情報が開示されないまま、役員等を介して当該株式が一般投資家に広まるのを防ぐ趣旨。

- 上半期に株式を交付する場合の**譲渡制限期間を短縮**
- **役員・従業員の範囲**を、完全子会社以外の子会社の役員・従業員にまで**拡大**
- 役務の対価として付与されるユニット等に応じて株式が交付される場合も**特例が適用されることを明確化**

2. スタートアップへの成長資金の供給の促進

① **プロ向け私募**において、有価証券の取得者をプロ投資家に限定すれば、**一般投資家も閲覧可能な方法によるインターネット等での有価証券の情報提供を可能**とする。

② 発行価額総額**5億円未満**の募集の際に提出する有価証券届出書について、記載すべき財務諸表を監査済みの2期分を含む5期分から**監査済みの最近1期分(含前年度との比較数値)**とするほか、**サステナビリティ情報の記載の任意化**、**コーポレートガバナンス関係の事項を会社法上の事業報告と同様の内容で可**とするなど、簡素化を実施。

③ **投資型クラウドファンディング**について、発行総額の上限(現行1億円)を**5億円**に、1人当たり投資額の上限(現行50万円)を**最高200万円の範囲内で年収・純資産の5%**まで引き上げる。

④ **上場ベンチャーファンド**について、**自己投資口の取得を解禁**。

※ 自己投資口(自社株に相当するもの)の取得についてインサイダー取引規制等の対象とすることを前提とした規制緩和。

目次

Ⅰ.サステナビリティ情報の開示・保証のあり方の検討

Ⅱ.政策保有株式に関する開示事項の見直し

Ⅲ. 政府令等の改正について

Ⅳ. 開示の充実に向けた取組等

Ａ）記述情報の開示の好事例集

Ｂ）有価証券報告書レビュー

Ⅴ. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

「記述情報の開示の好事例集」の概要

開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表（更新）。

記述情報の開示の好事例集

○ 2024年度は、2023年１月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、有価証券報告書（以下、「有報」）等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2024」として、2024年12月27日までに公表、更新。また、「コーポレート・ガバナンスの状況等」ほかに関する開示例、「中堅中小上場企業の開示」の好事例について、2025年２月３日及び３月21日に更新。

○ 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。

⇒好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図られることを期待。

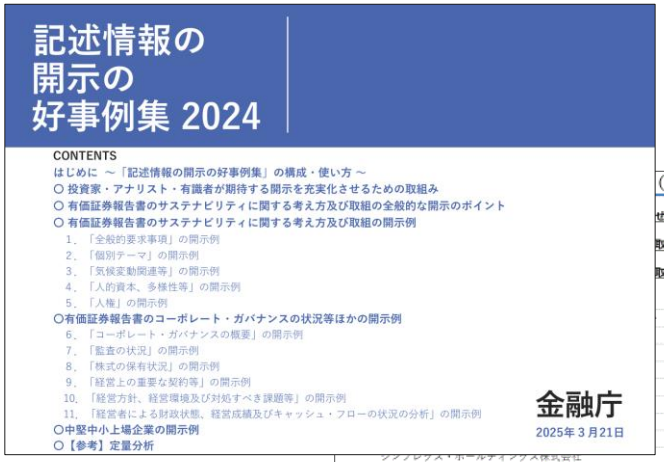

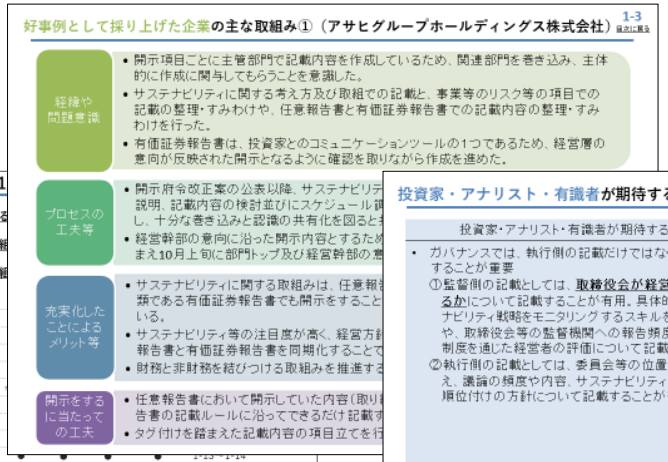

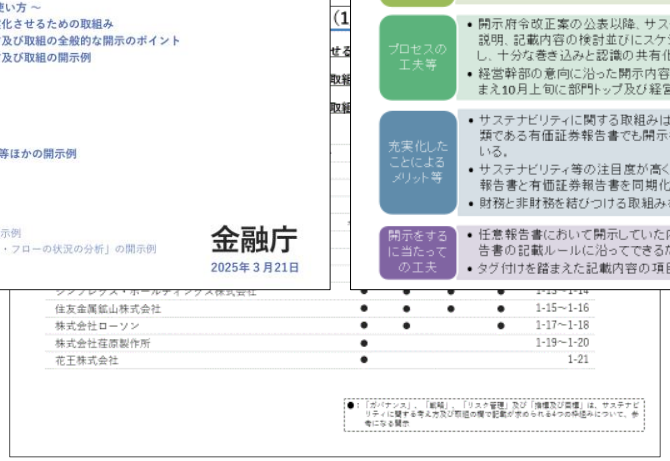

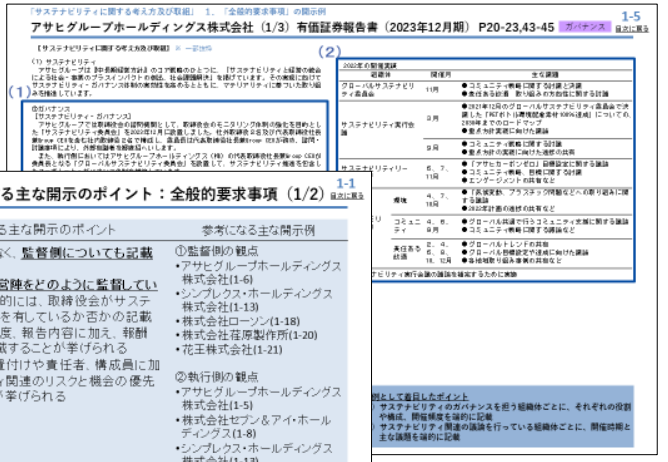

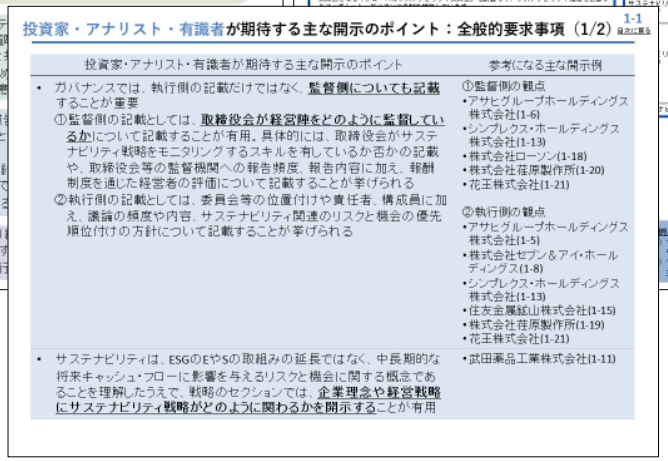

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般的要求事項（1/2）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
• ガバナンスでは、執行側の記載だけではなく、**監督側についても記載**することが重要 ①監督側の記載としては、**取締役会が経営陣をどのように監督しているか**について記載することが有用。具体的には、取締役会がサステナビリティ戦略をモニタリングするスキルを有しているか否かの記載や、取締役会等の監督機関への報告頻度、報告内容に加え、報酬制度を通じた経営者の評価について記載することが挙げられる ②執行側の記載としては、委員会等の位置付けや責任者、構成員に加え、議論の頻度や内容、サステナビリティ関連のリスクと機会の優先順位付けの方針について記載することが挙げられる	①監督側の観点 • アサヒグループホールディングス株式会社(1-6) • シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-13) • 株式会社ローソン(1-18) • 株式会社荏原製作所(1-20) • 花王株式会社(1-21) ②執行側の観点 • アサヒグループホールディングス株式会社(1-5) • 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス(1-8) • シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-13) • 住友金属鉱山株式会社(1-15) • 株式会社荏原製作所(1-19) • 花王株式会社(1-21)
• サステナビリティは、ESGのEやSの取組みの延長ではなく、中長期的な将来キャッシュ・フローに影響を与えるリスクと機会に関する概念であることを理解したうえで、戦略のセクションでは、**企業理念や経営戦略にサステナビリティ戦略がどのように関わるかを開示する**ことが有用	• 武田薬品工業株式会社(1-11)

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント：全般的要求事項（2/2）

投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント	参考になる主な開示例
• サステナビリティ関連の**リスクと機会を識別するためのプロセスについて開示**することは有用。加えて、**SASBスタンダートを参照した記載**とすることはより有用	• 武田薬品工業株式会社(1-12)
• リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクだけではなく、**機会についても記載**することが必要。具体的には、サステナビリティ関連のリスクと機会をどのように識別・評価し、優先順位をつけているのかについて開示することが挙げられる	• 住友金属鉱山株式会社(1-16)
• 指標には比較可能な指標と独自指標があるが、**なぜその指標を選定したか開示**することが有用であり、独自指標の場合には、**指標の定義を開示**することが有用	• 武田薬品工業株式会社(1-12) • 株式会社ローソン(1-18)
• 指標及び目標では、指標と目標に加えて、**目標に対する実績、実績に対する評価及び目標の達成時期**について記載することが有用	• 武田薬品工業株式会社(1-12) • シンプレクス・ホールディングス株式会社(1-14) • 住友金属鉱山株式会社(1-16)

Ⅳ A 好事例として採り上げた企業の主な取組み（アサヒグループホールディングス株式会社）

経緯や問題意識	• 開示項目ごとに主管部門で記載内容を作成しているため、関連部門を巻き込み、主体的に作成に関与してもらうことを意識した。 • サステナビリティに関する考え方及び取組での記載と、事業等のリスク等の項目での記載の整理・すみわけや、任意報告書と有価証券報告書での記載内容の整理・すみわけを行った。 • 有価証券報告書は、投資家とのコミュニケーションツールの1つであるため、経営層の意向が反映された開示となるように確認を取りながら作成を進めた。
プロセスの工夫等	• 開示府令改正案の公表以降、サステナビリティの主管部門との間で開示項目・要件の説明、記載内容の検討並びにスケジュール調整等、計6回に渡って打ち合わせを実施し、十分な巻き込みと認識の共有化を図ると共に、記載内容の整理も行った。 • 経営幹部の意向に沿った開示内容とするため、事務レベルでの記載方針の検討を踏まえ10月上旬に部門トップ及び経営幹部の意向確認を行った。
充実化したことによるメリット等	• サステナビリティに関する取組みは、任意報告書で開示を進めてきたが、法定開示書類である有価証券報告書でも開示をすることで、投資家の信頼性の向上につながっている。 • サステナビリティ等の注目度が高く、経営方針に掲げている重要項目について、任意報告書と有価証券報告書を同期化することで、書類間の連携を強化できた。 • 財務と非財務を結びつける取組みを推進する動機付けや、きっかけになった。
開示をするに当たっての工夫	• 任意報告書において開示していた内容（取り組みテーマ、指標・目標）を、有価証券報告書の記載ルールに沿ってできるだけ記載する方向で進めた。 • タグ付けを踏まえた記載内容の項目立てを行った。

アサヒグループホールディングス株式会社（1/3）有価証券報告書（2023年12月期） P20-23,43-45

ガバナンス

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

(1) サステナビリティ

アサヒグループは『中長期経営方針』のコア戦略のひとつに、「サステナビリティと経営の統合による社会・事業のプラスインパクトの創出、社会課題解決」を掲げています。その実現に向けてサステナビリティ・ガバナンス体制の実効性を高めるとともに、マテリアリティに基づいた取り組みを推進しています。

(1)

①ガバナンス

［サステナビリティ・ガバナンス］

アサヒグループでは取締役会の諮問機関として、取締役会のモニタリング体制の強化を目的とした「サステナビリティ委員会」を2023年12月に設置しました。社外取締役２名及び代表取締役社長兼Group CEOを含む社内取締役２名で構成し、委員長は代表取締役社長兼Group CEOが務め、諮問・討議事項により、外部有識者を都度招へいします。

また、執行側においてはアサヒグループホールディングス（株）の代表取締役社長兼Group CEOが委員長となる「グローバルサステナビリティ委員会」を設置して、サステナビリティ推進を包含したコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

「グローバルサステナビリティ委員会」で決定した内容は、「サステナビリティ実行会議」「サステナビリティタスクフォース」を通じてグループ全体の戦略として落とし込む仕組みになっており、グループ一体となってサステナビリティを推進する体制を組んでいます。

組織体	役割	構成	開催頻度
サステナビリティ委員会	●専門的な見地から、サステナビリティと経営の統合のさらなる推進、サステナビリティに関する重要なテーマについて取締役会に提言	委員長： アサヒグループホールディングス（株）代表取締役社長 兼 Group CEO 委員： ●アサヒグループホールディングス（株）社内取締役　１名 ●アサヒグループホールディングス（株）社外取締役　２名	年２回
グローバルサステナビリティ委員会	●グループのサステナビリティ方針の策定 ●サステナビリティ戦略の決定 ●サステナビリティに関する投資判断	委員長： アサヒグループホールディングス（株）代表取締役社長 兼 Group CEO 委員： ●アサヒグループホールディングス（株）サステナビリティ担当役員・関係部門　Head ●Regional Headquarters CEO、サステナビリティ担当役員	年１回
サステナビリティ実行会議	●グローバルサステナビリティ委員会で決定された戦略の、Regional Headquarters（地域統括会社）・事業会社への落とし込みの具体化	議長： アサヒグループホールディングス（株）Sustainability 部門　Head メンバー： ●Regional Headquarters サステナビリティ担当役員・関係部門　Head	年２回
サステナビリティタスクフォース（各マテリアリティ）	●各マテリアリティの具体的検討及び推進	リーダー： アサヒグループホールディングス（株）Sustainability 部門・関連機能部門 各マテリアリティ担当者 メンバー： ●アサヒグループホールディングス（株）各マテリアリティ担当者、関係部署担当者 ●Regional Headquarters 各マテリアリティ担当者	適宜開催

(2)

2022年の開催実績

組織体		開催月	主な議題
グローバルサステナビリティ委員会		11月	●コミュニティ戦略に関する討議と決議 ●責任ある飲酒　取り組みの方向性に関する討議
サステナビリティ実行会議		３月	●2021年12月のグローバルサステナビリティ委員会で決議した「PETボトル環境配慮素材100％達成」についての、2030年までのロードマップ ●重点方針実現に向けた議論
		９月	●コミュニティ戦略に関する討議 ●重点方針の実現に向けた進捗の共有
サステナビリティリーダー会議※		６、７、11月	●「アサヒカーボンゼロ」目標設定に関する議論 ●コミュニティ戦略、目標に関する討議 ●エンゲージメントの共有など
サステナビリティタスクフォース	環境	４、７、10月	●「気候変動、プラスチック問題などへの取り組みに関する議論 ●2022年計画の進捗の共有など
	コミュニティ	４、６、９月	●グローバル共通で行うコミュニティ支援に関する議論 ●コミュニティ戦略に関する議論など
	責任ある飲酒	２、４、６、８、10、12月	●グローバルトレンドの共有 ●グローバル目標設定や達成に向けた議論 ●各地域取り組み事例の共有など

※サステナビリティ実行会議の議論を補完するために実施

好事例として着目したポイント

（１）サステナビリティのガバナンスを担う組織体ごとに、それぞれの役割や構成、開催頻度を端的に記載

（２）サステナビリティ関連の議論を行っている組織体ごとに、開催時期と主な議題を端的に記載

アサヒグループホールディングス株式会社（2/3）有価証券報告書（2023年12月期） P20-23,43-45

ガバナンス

(1) 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

［取締役会におけるサステナビリティの議論］
アサヒグループでは、『中長期経営方針』のコア戦略に位置付けられているサステナビリティ戦略について、取締役会においても重点的に議論を行っています。「グローバルサステナビリティ委員会」で議論した戦略や目標値は経営戦略会議(現 Corporate Management Board)で審議し、取締役会に報告してモニタリングされています。また、各Regional Headquarters（以下、RHQ）のCEOが毎年２回、各地域でのサステナビリティに関する具体的な取り組みや進捗について、取締役会に報告しています。

サステナビリティに関する直近の取締役会報告内容

	議題	内容
2023年３月	TCFD提言への取り組み	シナリオ分析で特定されたリスクと機会、取り組み強化に向けた課題
2023年７月	サステナビリティと経営の統合	サステナビリティと経営の統合に向けた、［戦略］［計画］［管理］［エンゲージメント］［ガバナンス］における主な内容と今後の課題
2023年12月	アサヒグループ人権方針の改定	全社取り組み強化に向けた、人権方針の改定
2023年12月	サステナビリティ委員会の設置	取締役会のモニタリング体制強化に向けた、サステナビリティ委員会設置
2024年１月	TCFD/TNFD開示	TCFD/TFNDを統一したシナリオ分析結果と開示内容

(2)

［取締役会のサステナビリティスキル・能力］
アサヒグループホールディングス（株）は「取締役会スキルマトリックス」に照らし、豊富な経験、高い見識、高度な専門性・能力を有する人物により取締役会を構成することとしています。
「取締役会スキルマトリックス」は、役員に求める要件をグループ理念“Asahi Group Philosophy”（以下、AGP）や経営戦略などから導いて策定したもので、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保することを目的としています。この中では意思決定スキルとして「サステナビリティ」も設定しており、「事業を通じた社会インパクト創出をリードするスキル」「ESGの知識と見識に基づき経営を方向付けるスキル」と定義しています。具体的には、サステナビリティの重点テーマである「気候変動への対応」「持続可能な容器包装」「人と人とのつながりの創出による持続可能なコミュニティの実現」などの監督経験があることや、「不適切飲酒の撲滅」「新たな飲用機会の創出によるアルコール関連問題の解決」への対応を踏まえ酒類事業の経験があることなどを指しています。
取締役会スキルマトリックス

	意思決定スキル				監督スキル			
	長期戦略	グローバル	サステナビリティ	非連続成長	シニアリーダーシップ	財務	リスク・ガバナンス	人材・文化
小路　明善	○		○	○	○	○		○
勝木　敦志	○	○	○	○	○	○		
谷村　圭造		○	○				○	○

（中略）

「取締役会スキルマトリックス」に定めるスキルの定義

スキル		定義
意思決定スキル	長期戦略	●長期あるいは超長期の社会の変化を洞察するスキル ●洞察した将来をバックキャストして戦略に導くスキル
	グローバル	●グローバルの視点・視座で意思決定を行うスキル ●ローカルとグローバルを融合し最適化するスキル
	サステナビリティ	●事業を通じた社会インパクト創出をリードするスキル ●ESGの知識と見識に基づき経営を方向付けるスキル
	非連続成長	●事業構造や稼ぐモデルを変革するスキル ●イノベーションを促し、新規領域を探索するスキル
監督スキル	シニアリーダーシップ	●的確な執行状況の把握と課題提起するスキル ●リーダーシップチームの業務遂行を評価するスキル
	財務	●業績・経営指標から経営状況を把握し課題提起するスキル ●資源配分の状況を把握し課題提起するスキル
	リスク・ガバナンス	●リスクコントロール状況を把握し課題提起するスキル ●執行ガバナンスの状況を把握し課題提起するスキル
	人材・文化	●多様な人材の能力発揮の状況を評価するスキル ●企業文化の状況を把握し課題提起するスキル

(3)

［役員報酬への社会的価値指標（サステナビリティ指標）の組み込み］
アサヒグループホールディングス（株）は、取締役の報酬がAGPの実現やサステナビリティと経営の統合などに向けたインセンティブとして機能するよう設計しています。取締役の報酬はあらかじめ株主総会で決議された総額の範囲内で取締役会の決議により決定されており、決議の際は報酬委員会で内容を検討したうえで、透明性及び客観性を高めて公正なプロセスで決定しています。報酬委員会は取締役会の諮問機関として社外取締役が委員長を務めるとともに過半数が社外取締役で構成されており、公正な判断を保証するため、必要に応じて外部の客観的データを活用しています。

取締役の報酬は、社内取締役は基本報酬と賞与（年次・中期）及び株式報酬で構成し、社外取締役は基本報酬のみとしています。社内取締役の賞与のうち３年ごとに支給される中期賞与は、業績指標のうち40%が社会的価値指標によって決定されます。サステナビリティ戦略における重点方針及び事業・社会への影響を踏まえ、グループとして取り組むべき領域を選定して社会的価値指標としています。具体的には、サステナビリティ戦略の５つの重点テーマと、『中長期経営方針』で戦略基盤強化として位置付けている「人的資本の高度化」において取り組んでいる「ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョン」の５領域を選定しています（マテリアリティ「責任ある飲酒」に紐づく２つの重点テーマは１領域として設定）。
これらの各指標は中期計画KPIと連動しており、領域に応じてウェイトを設定しています。ウェイトを考慮し、目標達成度合いに応じて50～150%の範囲で、各指標の進捗及び達成状況を総合的に評価して決定します。
具体的な中期賞与の算定方法については、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等（４）役員の報酬等　5)　変動報酬」をご参照ください。

好事例として着目したポイント

（１）経営会議等で審議され取締役会へ報告した内容について、時期、議題及び報告内容を端的に記載
（２）サステナビリティ戦略を監督するスキルの有無について、取締役会スキルマトリクスを用いて説明
（３）役員報酬へのサステナビリティ指標の組込みについて具体的に記載

アサヒグループホールディングス株式会社（3/3）有価証券報告書（2023年12月期） P20-23,43-45

リスク管理

【サステナビリティに関する考え方及び取組】 ※ 一部抜粋

③リスク管理

［リスクマネジメント体制］

アサヒグループは、グループ全体を対象に、エンタープライズリスクマネジメント（ERM）を導入しています。

ERMには、サステナビリティ関連のリスクも含んでおり、詳細については、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」をご参照ください。

(1)

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

１．アサヒグループのリスクマネジメント体制

アサヒグループは、グループ全体を対象に、エンタープライズリスクマネジメント（ERM）を導入しております。この取り組みの中で、グループ理念「Asahi Group Philosophy」の具現化、並びに「中長期経営方針」の戦略遂行及び目標達成を阻害しうる重大リスクを、戦略、オペレーション、財務、コンプライアンス等全ての領域から特定及び評価し、対応計画を策定、その実行及びモニタリングを継続的に実施することで、効果的かつ効率的にアサヒグループのリスク総量をコントロールします。

ERMを推進するにあたり、代表取締役社長兼Group CEO以下の業務執行取締役、Group CxO及び委員長が指名するFunctionのHeadで構成される、リスクマネジメント委員会を設置しています。ERMはグループ全体を対象とし、リスクマネジメント委員会の委員長である代表取締役社長兼Group CEOが実行責任を負います。

アサヒグループ各社は、事業単位毎にERMを実施し、リスクマネジメント委員会に取組内容を報告します。同委員会はそれらをモニタリングするとともに、委員自らがグループ全体の重大リスクを特定、評価、対応計画を策定、その実行及びモニタリングを実施します。これらの取り組みは取締役会に報告され、取締役会はこれらをモニタリングすることで、ERMの実効性を確認します。

アサヒグループERM

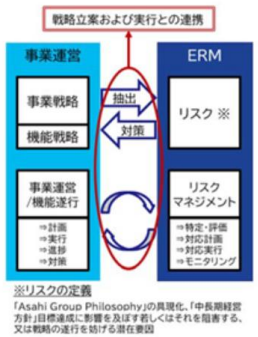

グループERMのマネジメント体制

好事例として着目したポイント

（１）グループERMのマネジメント体制を具体的に記載

（２）リスクアペタイト・フレームワークを用いたリスクコントロールの枠組みについて端的に記載

（３）リスクの優先順位付けの方針や、即時対応が必要なリスクへの対応体制について端的に記載

(2)

２．アサヒグループ リスクアペタイト

アサヒグループは、ERMを推進するとともに、「中長期経営方針」の目標達成のために、「とるべきリスク」と「回避すべきリスク」を明確化する、「アサヒグループ リスクアペタイト」を制定しております。

「アサヒグループ リスクアペタイト」は、アサヒグループのリスクマネジメントに関する「方針」です。ERMの運用指針及び意思決定の際のリスクテイクの指針となるものであり、リスクに対する基本姿勢を示す「リスクアペタイト ステートメント」と、実務的な活用を想定した事業遂行に大きく影響する主要なリスク領域に対する姿勢（アペタイト）を示す「領域別リスクアペタイト」で構成されます。グループ戦略、リスク文化とリスク状況、及びステークホルダーの期待をもとに検討し、取締役会にて決定、グループ全体に適用され、実施状況はリスクマネジメント委員会でモニタリング、取締役会へ報告されます。本取り組みを通じて、アサヒグループ全体で適切なリスクテイクを促進してまいります。

アサヒグループ リスクアペタイト フレームワーク

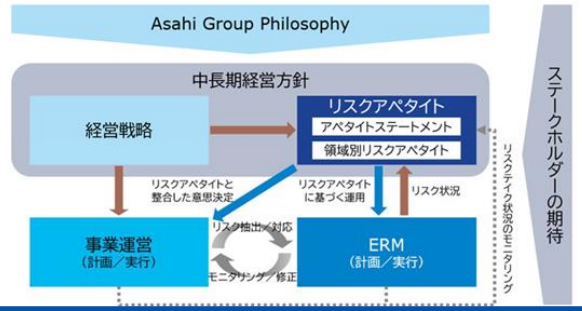

（中略）

(3)

３．アサヒグループのクライシスマネジメント体制

アサヒグループでは、ERMにおけるグループ全体の重大リスクの中でも、人・モノ・カネ・情報等の経営資源遮断の危機があり「即時対応」する領域を「クライシスマネジメント」の対象としております。

クライシスマネジメントの実効性を上げるため、平時から「事前の想定」を行い、クライシス時に混乱なく速やかに対応できるよう「緊急時の即応体制」を構築しております。事前の想定については、経営資源遮断の危機を想定した「リスクシナリオ」を作成し対応を準備しております。

また、緊急時の即応体制については、クライシス類型に応じた対応主体を予め明確にし、危機発生時の初動における事実確認と重大性の評価を迅速・的確に実施し対応する体制を構築しております。

■リスクマネジメント体系

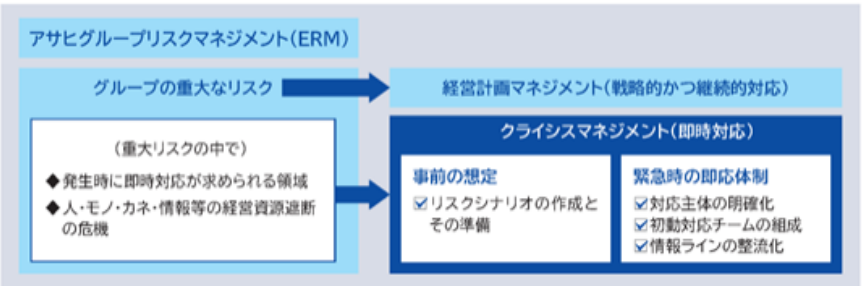

目次

Ⅰ.サステナビリティ情報の開示・保証のあり方の検討

Ⅱ.政策保有株式に関する開示事項の見直し

Ⅲ. 政府令等の改正について

Ⅳ. 開示の充実に向けた取組等

Ａ）記述情報の開示の好事例集

Ｂ）有価証券報告書レビュー

Ⅴ. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

令和6年度の有価証券報告書レビュー

□ 令和5年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和6年度においても、基本的に令和5年度と同じテーマで有価証券報告書レビューを実施した。

法令改正関係審査

- 審査内容：**2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（*1）及び関連する開示項目（「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示を含む。）**

  （*1）サステナビリティに関する企業の取組（「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」及び「指標及び目標」）の開示、人的資本・多様性（「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」）に関する開示及びコーポレート・ガバナンス（取締役会等の活動状況、内部監査の実効性及び政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要）に関する開示についての改正

- 対象企業：2024年3月末～2025年3月（3月末日除く）決算の全ての有価証券報告書提出会社
- 審査方法：調査票による審査

重点テーマ審査

- 審査テーマ：**サステナビリティに関する企業の取組みの開示（*2）**

  （*2）2023年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の適用にともない、有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する記載内容について**自主的な改善**に資するよう審査

- 対象企業：2024年3月末～2025年3月（3月末日除く）決算の有価証券報告書提出会社から審査対象会社を選定
- 審査方法：質問票による対話型の審査

サステナビリティに関する企業の取組の開示（1／2）

□ 主な課題は以下のとおりである。本資料の20～35ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にしていただきたい。

有価証券報告書

第一部　企業情報

第1　企業の概況

- 従業員の状況 等

第2　事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等

第3　設備の状況

第4　提出会社の状況

- コーポレート･ガバナンスの状況等

第5　経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

主な課題

1. サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
2. サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
3. サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
4. 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である
5. サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である
6. 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

（※）主な課題のうち番号が ○ で囲われているものは前年度から継続的に識別されている課題である。また、番号が ○ で囲われているものは当年度において新規に識別された課題又は更新された課題である（以下同じ）。

（注）本スライド記載中の「本資料」とは「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（令和7年4月1日公表）を指す。

サステナビリティに関する企業の取組の開示（2／2）

（前ページからの続き）

有価証券報告書

第一部　企業情報

第1　企業の概況

- 従業員の状況 等

第2　事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組**
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等

第3　設備の状況

第4　提出会社の状況

- コーポレート･ガバナンスの状況等

第5　経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

主な課題

7 人的資本（人材の多様性を含む）に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

8 人的資本（人材の多様性を含む）に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

9 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

10 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項

■ 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項は以下のとおりである。

≪開示の充実に向けて参考になると考えられる事項（投資家・アナリスト・有識者の期待等）≫

① 開示の重要性

✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、**投資者の投資判断にとって重要な情報が開示**されることが求められる。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が**企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断**することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性（マテリアリティ）に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられる。また、SSBJの適用基準48項では、「サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない」旨が規定されており、サステナビリティ関連の開示の重要性を検討する際に参考になると考えられる。

② 企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を意識した開示

✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、**企業価値向上に向けたストーリー（文脈）を理解できるように開示**することが期待される。例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。

a. 「記述情報の開示に関する原則（別添）」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、**経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明**するものである」としている。

b. 4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示することが望ましいと考えられる。

c. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示することが望ましいと考えられる。

d. 中長期的な企業価値や株価を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示の中で**最も重要なのはサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示**であると考えられる。**サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのか**について、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待される。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「**サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み**」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられる。

③ 検討中・策定中等の場合の開示

✓ サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載をすることが考えられる。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられる。

④ 補足情報の開示

✓ 企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられる。

従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示（1／2）

□ 主な課題は以下のとおりである。本資料の40～49ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にしていただきたい。

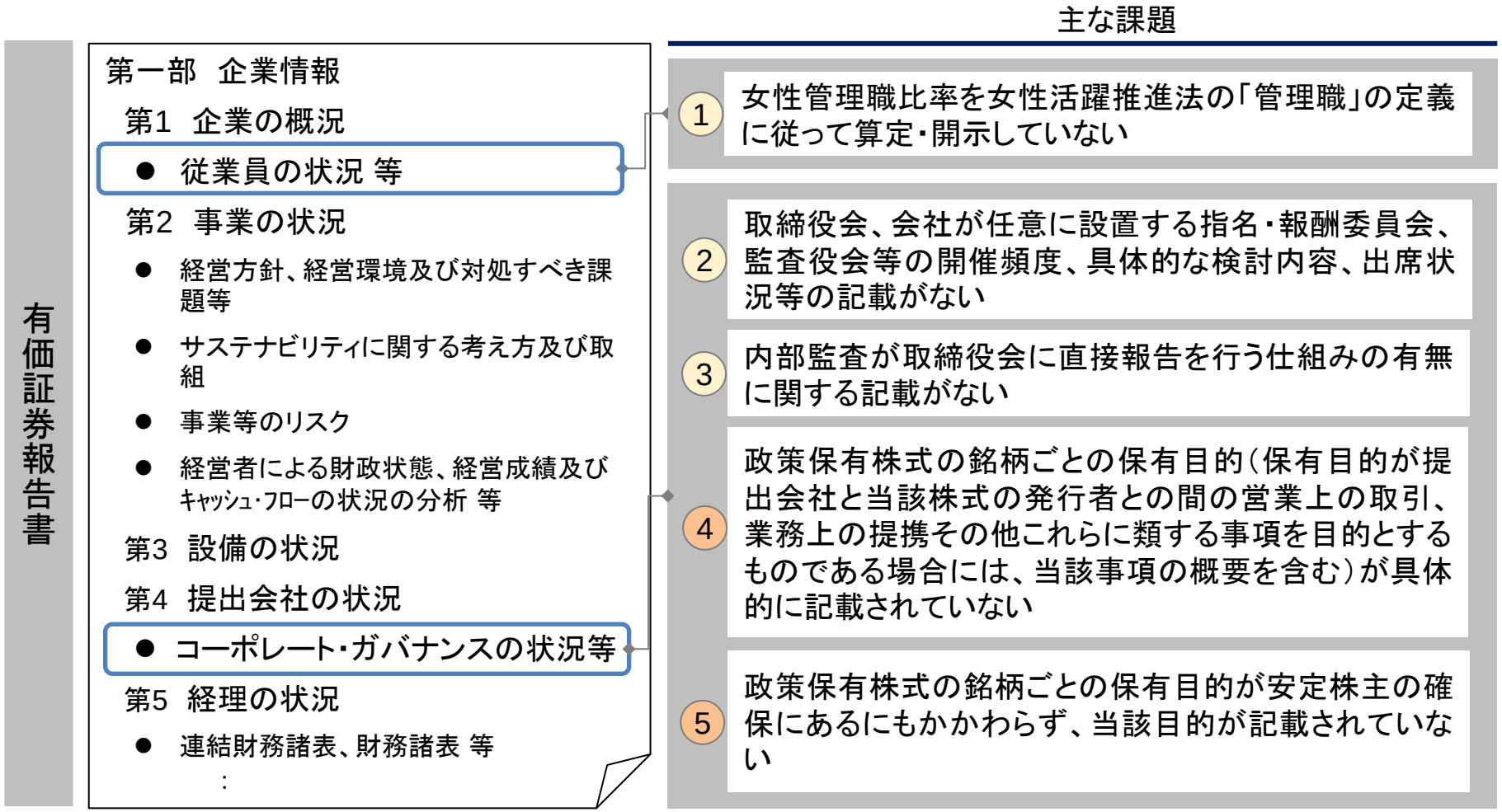

（※）主な課題のうち番号が○で囲われているものは前年度から継続的に識別されている課題である。また、番号が○で囲われているものは当年度において新規に識別された課題又は更新された課題である（以下同じ）。

（注）本スライド記載中の「本資料」とは「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（令和7年4月1日公表）を指す。

従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示（2／2）

（前ページからの続き）

有価証券報告書

第一部　企業情報

第1　企業の概況

- 従業員の状況 等

第2　事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びｷｬｯｼｭ･ﾌﾛｰの状況の分析 等

第3　設備の状況

第4　提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5　経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

：

主な課題

6 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

7 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

8 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

9 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

コラム－「売らせない圧力」

- 当年度における有価証券報告書の政策保有株式関連の開示に関する審査の過程で、政策保有株式の発行会社が、主に**発行会社の安定株主の確保を理由に**、政策保有株式の保有会社に対して、発行会社と保有会社間の既存の取引の縮減を示唆することなどにより**政策保有株式を売らせないように圧力をかけている事例が複数識別された**。審査の過程で複数の政策保有株式の保有会社にヒアリングを行ったところ、保有会社によって状況は異なるが、発行会社から売らせない圧力を受ける割合は概ね銘柄数ベースで5%～40%程度であった。これらについては**政策保有株式の縮減の妨げ**となっているとの声があった。
- 東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、補充原則１－４①において、「上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。」としており、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社がこれをコンプライしない場合には、コンプライしない理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載（エクスプレイン）することが求められる。「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2023（データ編）」によると、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社の補充原則１－４①に対するコンプライ率は99.8%であった。
- 仮に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書上は、**政策保有株式の売却を妨げるべきではないとの補充原則をコンプライしていると対外的に公表しているにもかかわらず、担当者レベルで圧力をかけていたり、経営層の指示のもと会社として組織ぐるみで圧力をかけているような実態がある場合には、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を損なうとともに、ガバナンスの観点からも重大な問題がある可能性がある**と考えられる。
- コーポレート・ガバナンスに関する報告書においては、コーポレートガバナンス・コードの対応状況が開示されている。そのため、一般に、政策保有株式の縮減の交渉を進めるにあたっては、交渉当事者双方で、補充原則１－４①の政策保有株式の売却を妨げない方針を確認し合うことが望ましいと考えられる。また、有価証券報告書において政策保有株式の売却を妨げない方針を開示している事例がある。このように会社としての方針を有価証券報告書などの媒体を通じて公に表明することは、政策保有株式の縮減に向けた環境整備の観点から、有益であると考えられる。
- 有価証券報告書における政策保有株式の売却を妨げない方針の開示例について別冊の開示例集に掲載しているので、ぜひ参考にして頂きたい。

「サステナビリティ開示等の課題対応にあたって参考となる開示例集」の概要

○ 今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、有価証券報告書レビューにおいて識別された課題への対応にあたって参考となる開示例を取りまとめた。

○ 開示例集では、「有価証券報告書レビューにおいて識別された課題・留意事項等」を一覧で示すとともに、それぞれの「課題・留意事項等への対応にあたって参考になる開示例」を掲載している。それぞれの開示例では、「参考になるポイント」を青色のボックスにコメントしている。また、「本開示例集に取り上げた企業の開示についての主な取組み」も掲載している。

○ サステナビリティに関する開示やコーポレート・ガバナンス関連の開示については、いわゆるボイラープレートになりうるような一定の形式が想定されるわけではなく、企業の個別の状況に合わせて、様々な開示が想定されるので、本開示例も参考にしながら、より良い開示を目指していただきたい。

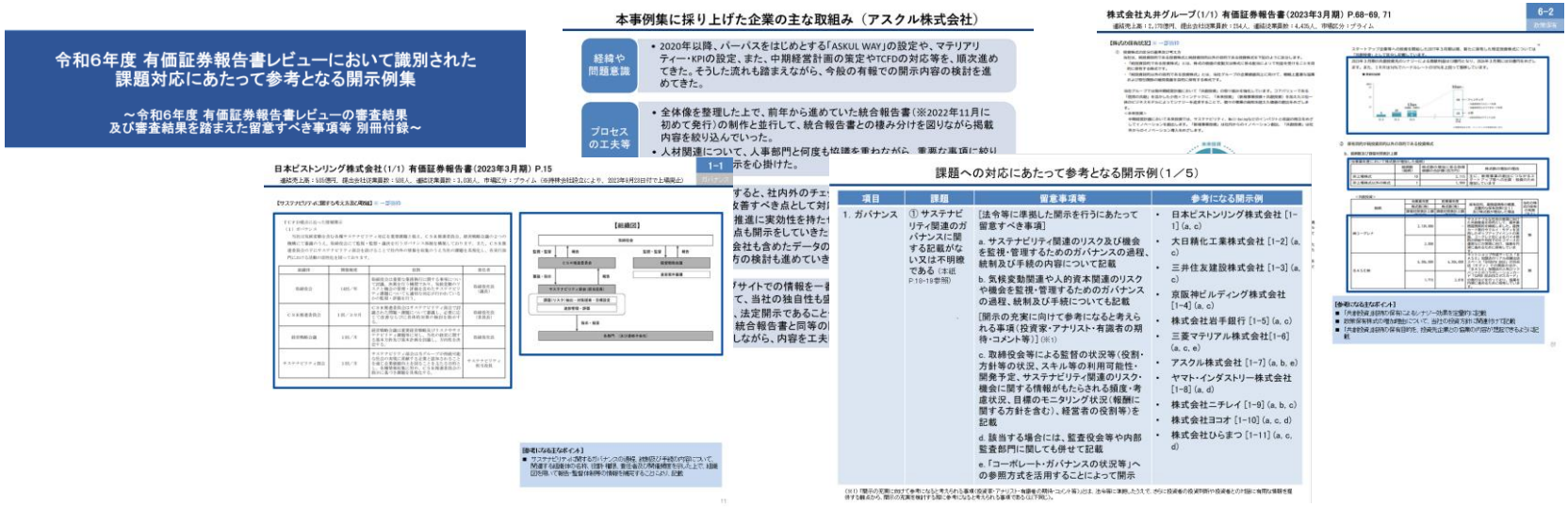

目次

Ⅰ.サステナビリティ情報の開示・保証のあり方の検討

Ⅱ.政策保有株式に関する開示事項の見直し

Ⅲ. 政府令等の改正について

Ⅳ. 開示の充実に向けた取組等

Ａ）記述情報の開示の好事例集

Ｂ）有価証券報告書レビュー

Ⅴ. 有価証券報告書の定時株主総会前開示に向けた環境整備

V

総会前開示に係る直近の決定等

○ コーポレートガバナンス改革の推進に向けた意見交換 総理発言（2024年４月３日）（抄）

皆様から頂いた日本市場への評価の高まりを確かなものとするために、コーポレートガバナンス改革を不断に強化していく必要があると考えています。

東京証券取引所から報告いただいたように、上場企業にPBR（株価純資産倍率）等の資本コストや株価を意識した経営の実現を要請し、今年から、対応を進める企業の一覧の公表を開始いたしました。

日本企業の稼ぐ力を更に強化するために、いまだ第一歩が踏み出せていない企業においても、投資家との対話を通じ、企業価値の向上に向けた取組を着実に実践に移すことが重要です。

さらに、コーポレートガバナンスの実質化に向けた環境整備を積極的に進めてまいります。来年４月からは、プライム市場上場企業に重要情報の英文開示を義務化いたします。また、先ほど御提言いただいたように、**企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、その環境整備について、金融庁を中心に関係省庁と連携して検討を進めさせます**。

（出所）首相官邸ウェブサイト https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202404/03ikenkoukan2.html

○ コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024（2024年６月７日公表）

今後の方向性

企業における実質的な開示の充実に向けては、今一度、情報開示による透明性の向上が、市場からの信頼につながることを意識することが重要である。情報開示については、タイムリーかつ効果的・効率的に提供されることが必要であり、**有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、環境整備について検討すべきである**。その際、企業の自助努力には限界があることも踏まえ、**金融庁が関係者と連携し、実態把握を進めるだけでなく、有価証券報告書と事業報告等の重複開示に関する開示の効率化を含め、抜本的な環境整備に向けた検討を進めるべきである**。

○ 骨太の方針2024（2024年６月21日閣議決定）

新NISAの手続の更なる簡素化・合理化等及びその活用、金融経済教育推進機構の下での金融経済教育の充実、金融機関における顧客本位の業務運営の確保、「Japan Weeks」開催等を通じた国際金融センター実現に向けた情報発信の強化、**有価証券報告書の株主総会前の開示に向けた環境整備等のコーポレートガバナンス改革の実質化等を推進する**。

○ 2024事務年度　金融行政方針（2024年８月30日）

また、**より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前になるよう、開示に係る手続きや運用上の実務負担等の実態調査を行い、関係省庁や関係機関との協議会を設け、必要な環境整備について検討する**。

有価証券報告書の開示と株主総会の開催の状況

- 有価証券報告書を株主総会前開示している上場企業の数は限定的。決算期による有意な差は見られない。
- 総会前開示を行っている場合でも、総会数日前であることが多く、1週間以上前の提出は18社のみ。

【有価証券報告書の提出時期調べ（22年3月期～24年3月期）】　※80%以上が「総会同日」又は「総会＋1日」に開示

決算期	企業数	総会前開示	比率	総会同日	総会+1日	総会＋2日	総会＋3日
22.3月	2,333	33	1.4%	1,154	774	52	240
23.3月	2,325	33	1.4%	1,122	819	54	215
4月	41	1	2.4%	15	17	1	5
5月	88	2	2.3%	33	32	2	15
6月	161	3	1.9%	57	93	1	4
7月	58	0	0.0%	24	16	1	12
8月	91	0	0.0%	35	40	10	2
9月	195	1	0.5%	78	60	5	38
10月	65	0	0.0%	24	21	2	14
11月	66	0	0.0%	32	23	0	4
12月	543	8	1.5%	245	231	27	28
24.1月	65	0	0.0%	21	26	1	3
2月	215	0	0.0%	60	125	6	17
3月	2,312	42	1.8%	1,126	887	48	155
23.4～24.3月計	3,900	57	1.5%	1,750	1,571	104	297

（出典）22.3月期及び23.3月期：EY新日本監査法人「2023年3月期 有報開示事例分析」、他期：金融庁作成

【総会前開示を実施している57社の内訳】

	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	10日以上前
企業数	11	12	4	2	3	7	9	9

（参考）ジョイフル（74日前）、ニイタカ（28日前）、窪田製薬HD、ローランド（21日前）、カゴメ（18日前）、滋賀銀行（15日前）、T&D HD（13日前）、ZOZO（12日前）、協和キリン（10日前）、ヒューリック、じげん、HOYA、信越化学工業、日本ライフライン、ちゅうぎんFG、みずほFG、日本取引所グループ、ヤマトHD（7日前）

V 「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」の概要

- コーポレートガバナンスの実質化及び企業と投資家の対話の促進の観点から、有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」）に向けた環境整備について、検討・推進することが求められている。

- 総会前開示のための取組みは、これまでに累次行われており、**現行法制下でも実施可能となっているが、現状、総会前開示を行っている上場企業の数は限定的**。また、総会前開示を実施していても、**議決権行使のための十分な検討期間を確保できている事例は少ない**状況。

- このような状況を踏まえ、**総会前開示に係る課題及び具体的な施策について実務的な検討を行う**ため、「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」を設置（注）。

- 2024年12月20日に第１回を開催し、これまでの取り組みの整理やヒアリング結果を共有。

- 2025年３月18日に第２回を開催し、上場会社が総会前開示を行うに当たっての課題や具体的な方策について議論。

※　参加者：東京証券取引所、信託協会、日本経済団体連合会、関西経済連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、法務省、経済産業省、金融庁（事務局）、市場関係者若干名（オブザーバー）

（注）実務的な検討の場であるため会議は非公開。また、周知の観点から、会議資料及び議事要旨を公表。
公表アドレス　https://www.fsa.go.jp/singi/sokaimaekaiji/index.html

総会前開示の有用性

- 2009年に有価証券報告書（以下「有報」）の総会前開示を可能として以降、**コーポレートガバナンスの観点等から、有報では投資判断に必要な情報の拡充**が図られてきており、足下では、**サステナビリティ開示基準に基づく開示及び保証の導入**も検討されている。
- このような記載事項の拡充により、投資家の意思決定のための有報の重要性は増しており、**建設的な対話のさらなる充実のため、有報が総会前に開示される必要性も高まっている**。
- また、総会後に有報を開示するという我が国の運用は諸外国においては見られず、**企業開示の質と適時性を高める観点から海外機関投資家からの総会前開示を求める声が強くなっている**。
- 情報開示を充実する企業努力が、**総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていない**と考えられ、我が国の運用をグローバルな水準に揃えていく必要がある。

株主・投資者に対する経営者の説明責任の徹底の観点から、金融商品取引法上の有報・内部統制報告書を株主総会への報告事項にすべきであるとの指摘を受けたもの（注）

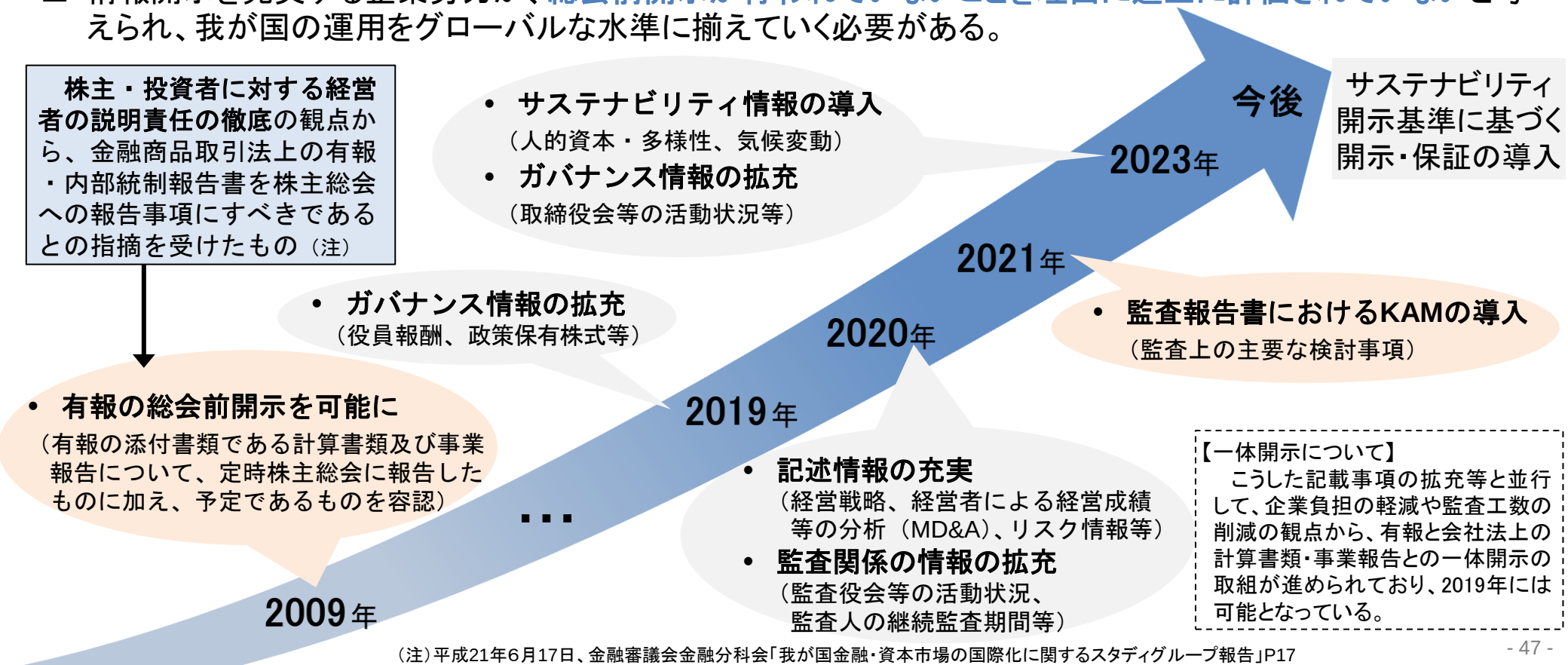

【一体開示について】
こうした記載事項の拡充等と並行して、企業負担の軽減や監査工数の削減の観点から、有報と会社法上の計算書類・事業報告との一体開示の取組が進められており、2019年には可能となっている。

（注）平成21年6月17日、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」P17

総会前開示の実現方法

- 有報を定時株主総会前に開示するためには、下図①～④の方法が考えられる（**いずれも現行法上可能**）。
- ①であっても、総会での有報の参照が可能となり質疑が効率化するなど、**一定の意義がある**と考えられるが、**投資判断に必要な時間を十分確保するためには、3週間以上前の開示が望ましい**（一体開示も可能となる）。
- 総会3週間以上前の開示を、②～④の**いずれの方法によって実現するかは任意**であり、当該会社においてその事情を踏まえ、実務負担の少ない方法を選択できる。

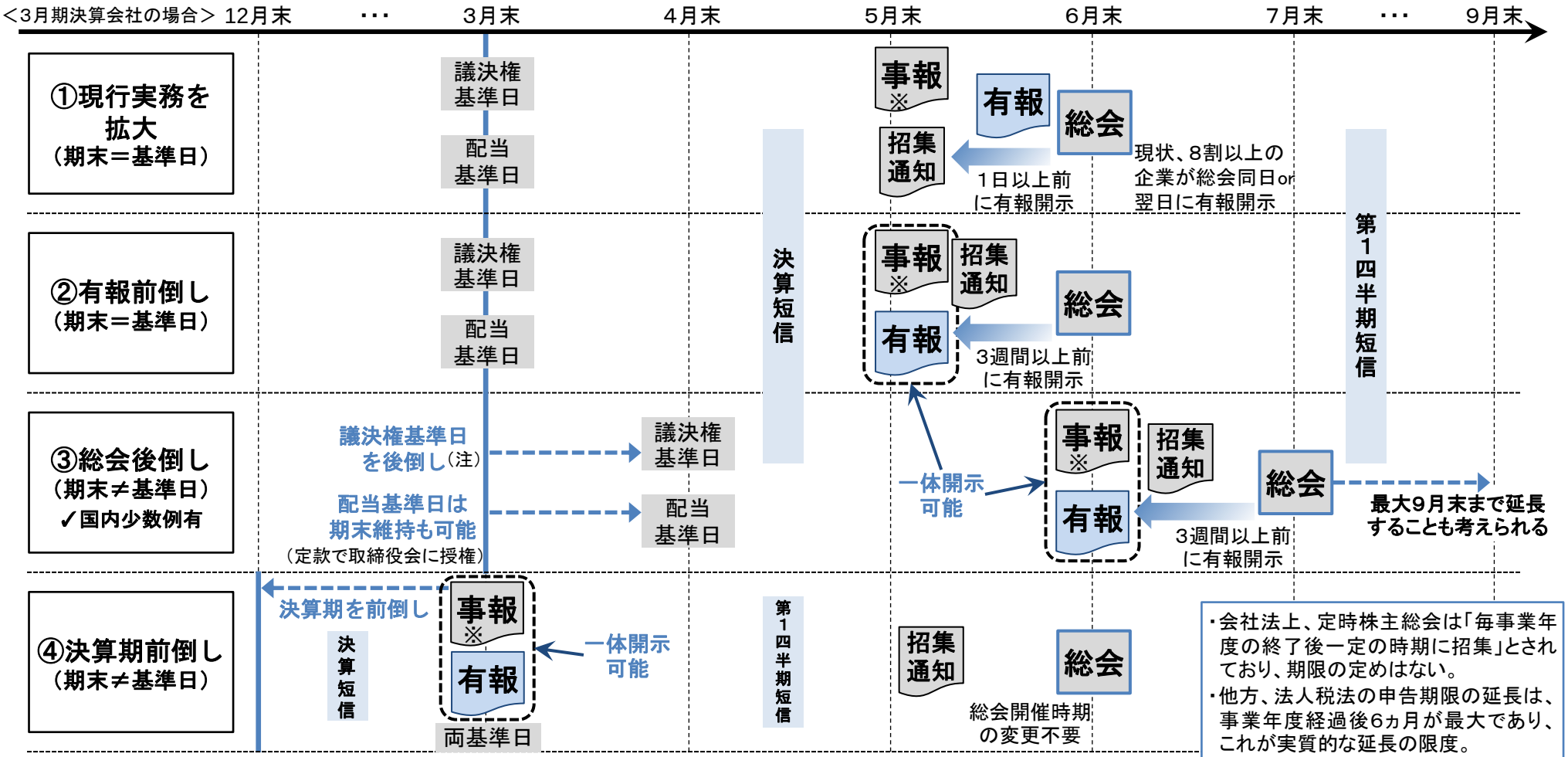

（注）エンプティボーティングの観点から、議決権基準日を実務上可能な範囲で総会に近接させることも考えられる。
※会社法上、総会3週間前までに事業報告・計算書類等を電子提供する必要がある。これらの会社法上の書類と有報を合わせて一つの開示書類とすることを一体開示という。

総会前開示を実現するための当面の方策（案）

- 投資判断に必要な時間を十分確保するためには、有報の開示は**一体開示が可能となる総会3週間以上前が望ましい**が、その実現のための**第一歩として、株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要**。
- さらに、より早期に有報が開示されるよう、機関投資家において有報の一定の活用が可能となる**総会2週間前に着目し、そのような開示を行う予定の上場会社を投資家に対して事前に周知していく**ことが考えられる。
- また、本来目標とする総会3週間以上前の開示の実現に向けて**周知・啓発活動**を行うとともに、その実現のために必要と考えられる**一体開示について、その実施が容易になるよう取り組んでいく**ことが考えられる。

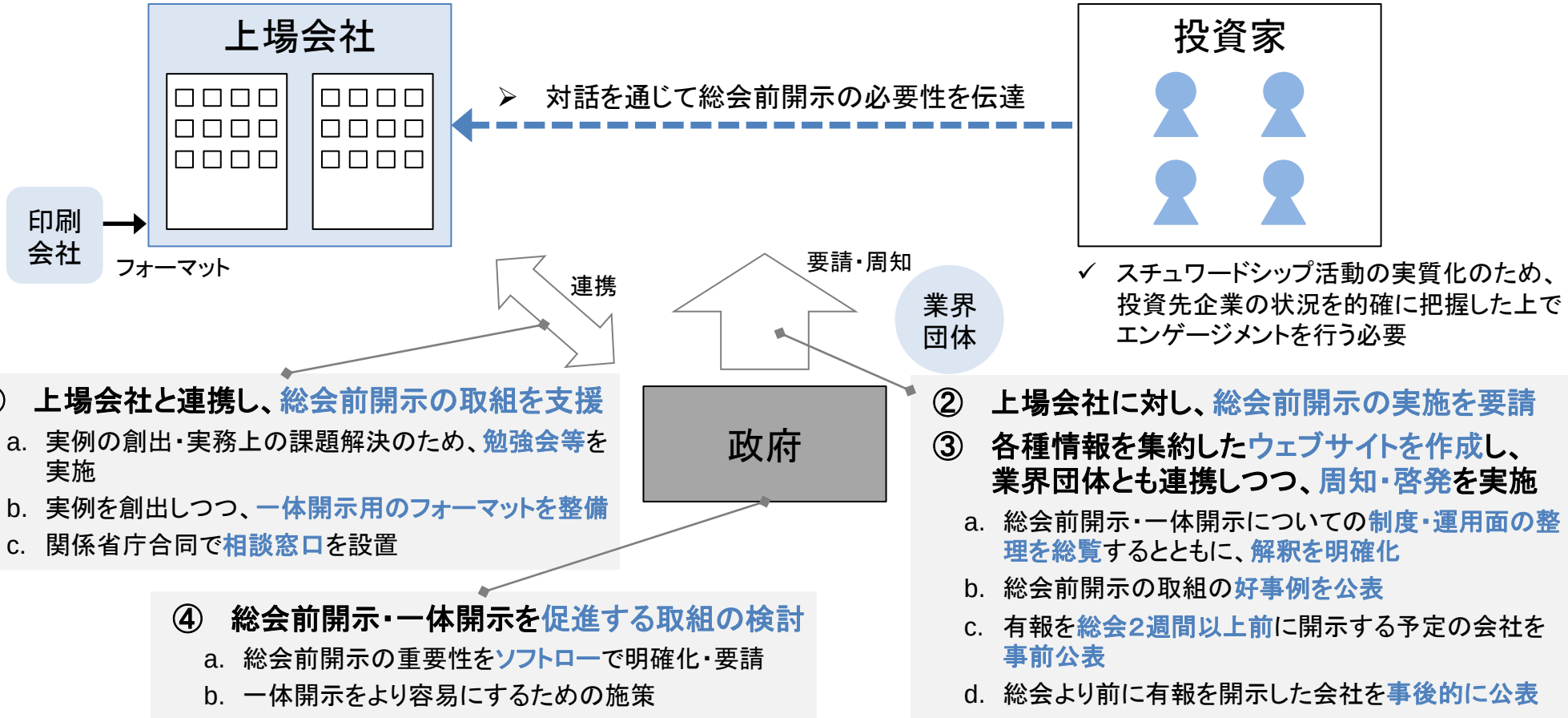

V

株主総会前の適切な情報提供に係る要請について

- 2025年3月28日、加藤金融担当大臣名で、**全上場会社に対して要請文**を発出。
- 有価証券報告書の提出は、**株主総会の3週間以上前が最も望ましい**ことを示しつつ、企業の実務負担も考慮し、**取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討**を要請。
- 金融庁としては、企業負担の軽減を図りつつ、2025年3月期以降の**有価証券報告書の提出状況を把握**し、**有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応**を検討。

株主総会前の適切な情報提供について（要請） ＜全文＞

有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前に有価証券報告書を確認できるようできる限り配慮することが望ましいと考えられます。

この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。

なお、金融庁としては、2025年3月期以降の有価証券報告書の提出状況について実態把握を行い、有価証券報告書レビューの重点テーマ審査において株主総会前の提出を行わなかった場合の今後の予定等について調査を行うなどの対応を検討してまいります。